

**第5次
富士市地域福祉計画**

計画案

令和4年3月

富士市

目次

I 総論	1
第1章 計画の策定に当たって	
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	4
第4節 計画策定の協議方法.....	4
第5節 国の動向について.....	6
第2章 富士市の現状、取組	
第1節 統計データにみる富士市の現状.....	8
第2節 これまでの地域福祉推進の取組状況.....	13
第3節 第4次計画成果指標の評価.....	20
第4節 第4次計画の検証.....	21
第5節 第5次計画策定に向けた課題の抽出.....	22
第3章 計画の基本的な考え方	
第1節 地域福祉の将来像.....	24
第2節 計画の基本理念.....	25
第3節 計画推進に向けた「圏域」の考え方.....	26
第4節 計画推進の体制.....	27
II 地域福祉計画	29
施策の体系	30
第1章 まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～	
第1節 福祉について、学びましょう.....	32
第2節 地域との絆を深めましょう.....	35
第3節 地域福祉の人材を育てましょう.....	37
第2章 つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～	
第1節 必要なサービス・支援につながりやすくしましょう.....	40
第2節 住民同士が支えあえるまちにしましょう.....	44
第3節 地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう.....	49
第3章 きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～	
第1節 様々な人を支えるセーフティネットを構築しましょう.....	53
第2節 住みやすいまちをつくりましょう.....	56
第3節 福祉計画の進行管理と評価をしましょう.....	60
第4章 施策目標の設定	61
第5章 「だれもが安心してともに暮らせる地域」を目指して	63

I 総論

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化に伴う世帯人員や地域人口の減少を受け、ひとり暮らしの高齢者が増加しています。また、社会構造や産業構造の変化、地域住民のつながりの希薄化が進み、核家族の増加や若年層の社会的孤立がますます深刻化しています。

このほか、虐待や孤独死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といった多様化する地域生活課題に加え、新しい感染症の発生に起因する生活様式の変化もあり、行政の力だけでは、増え続ける生活課題のすべてを把握することは困難です。

一方で、毎年のように地震や深刻な風水害が発生し、災害時の助け合いや日頃からの見守りの重要性が再認識されています。助け合いの基盤は日常的な人と人とのつながりから生まれるものであることから、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合う地域の絆づくりを進めていくことが重要です。

そのため、地域の人と人のつながりを大切にし、他人を思いやり、だれもが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが、改めて求められるようになっていきます。

このような状況の中で、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「骨太の方針 2016」において「障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現」が示され、その後議論が重ねられ、法制度の改正が進められてきました。

現在では、年齢や要介護状態、障害の有無等にかかわらず、地域住民ができる範囲でお互いに支えあう「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの構築・深化、あらゆる相談に対応し必要な支援につなげるための相談支援や連携体制の充実、参加支援等の地域づくりを中心に関連施策が進められています。

今後、本市においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設が大切です。

このような地域福祉の実現のために、市と富士市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は連携・協働し、福祉を取り巻く現状を踏まえながら、引き続き「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」を目指し、富士市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び富士市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の策定（改訂）をしました。

第2節 計画の位置づけ

1 地域福祉計画（富士市）

地域福祉計画は、「第六次富士市総合計画」を踏まえ、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定するものです。

なお、地域福祉計画は、平成30年4月の社会福祉法の改正により、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通して取り組むべき事項」を記載する計画として、福祉・保健・医療・生活支援関連の他の計画の上位計画として位置づけられました。また、計画策定が「任意」であったものが「努力義務」となり、その重要性が一層高まっています。

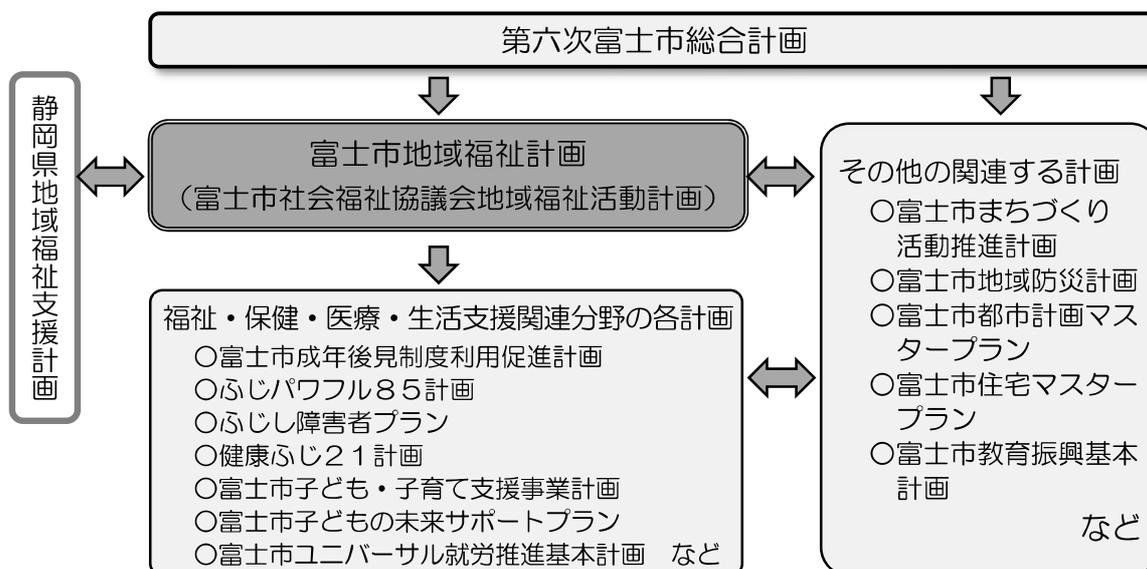
今後、策定した計画に基づき、福祉・保健・医療・生活支援関連分野の各計画と関連付けながら施策体系の枠組みの具体化を図るほか、まちづくり、教育、都市基盤など、その他の関連計画と連携して、市民、団体、事業者、行政の協働による取組を推進していきます。

2 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

地域福祉活動計画は、地域住民や社会福祉の活動及び事業の推進を目的とする団体が相互に協力し、地域福祉の推進に取り組むための実践計画として位置づけられます。

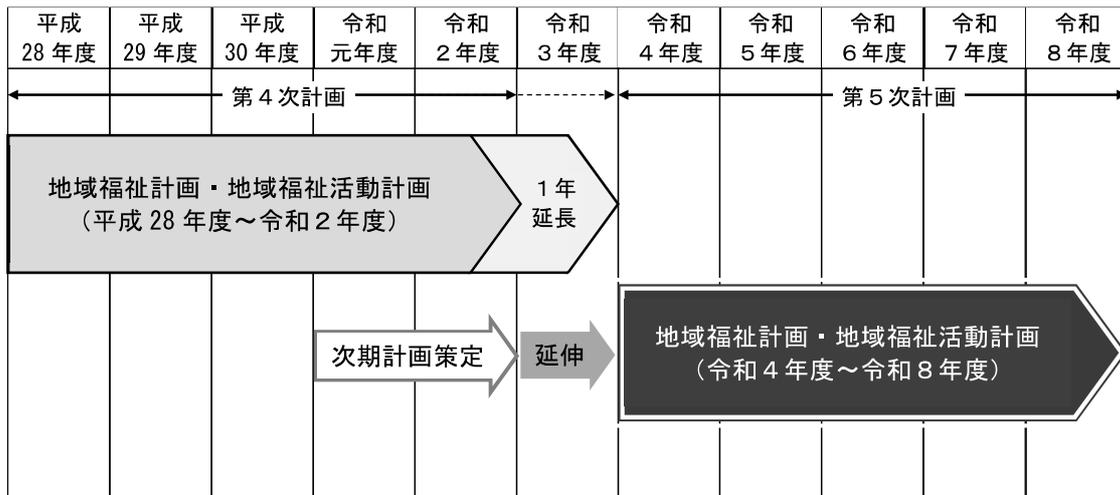
また、社会福祉協議会が、地域福祉推進の中心的な役割・機能を果たしていくために、これまで地域を支え、地域力を発揮してきた各種団体との協働を通じて、これからの福祉のまちづくりに向けての具体的な活動等を明確にするための計画です。

【計画の位置づけ】



第3節 計画の期間

地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活環境の変化に対応するため開始時期を1年間先延ばし、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行うこととします。



第4節 計画策定の協議方法

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たっては、市民や関係団体を対象としたアンケート調査、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行による意識の変化を把握するため「世論調査」を実施し、多方面からご意見をいただきました。調査結果は第4次計画の進捗状況とともに、市と社会福祉協議会が課題として整理・調整を行い、第5次計画案を作成しました。

この第5次計画案に対して、各種会議でそれぞれの委員の視点・立場からご意見をいただき、確認・調整を繰り返しながら計画を策定しました。

1 アンケート調査

アンケート調査は、下表のとおり、一般市民を対象にした「市民アンケート調査」、地域福祉の担い手である福祉団体・法人を対象にした「市内活動団体調査」、地域をよく知り、地域住民と行政のパイプ役として活動している民生委員・児童委員等を対象にした「民生委員・児童委員、主任児童委員調査」の3種類の調査を実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布・回収		
				配布数	回収数	回収率
市民アンケート調査	18歳以上の富士市内にお住まいの方	令和元年9月～令和元年10月	郵送による配布・回収	3,000票	1,266票	42.2%
市内活動団体調査	市内に拠点のある各福祉団体・法人	令和元年10月	郵送による配布・回収	152票	95票	62.5%
民生委員・児童委員、主任児童委員調査	富士市内の民生委員・児童委員	令和元年10月	地区定例会にて配布・回収	420票	357票	85.0%

2 世論調査

世論調査は、市政にかかわる幅広い分野の中から特定の分野を市民に問うものです。令和3年度の世論調査では新型コロナウイルス感染症に関連する設問を含めて、下表のとおり実施しました。

調査種別	調査対象	調査期間	調査方法	配布・回収		
				配布数	回収数	回収率
世論調査	18歳以上80歳未満の富士市内にお住まいの方	令和3年6月～令和3年7月	郵送による配布・回収	3,000票	1,707票	56.9%

3 協議体制

(1) 富士市福祉計画推進会議

地域住民組織の代表、関係機関・団体の代表、学識経験者、公募による市民等で構成し、計画の進捗や計画策定に当たっての意見をいただきました。

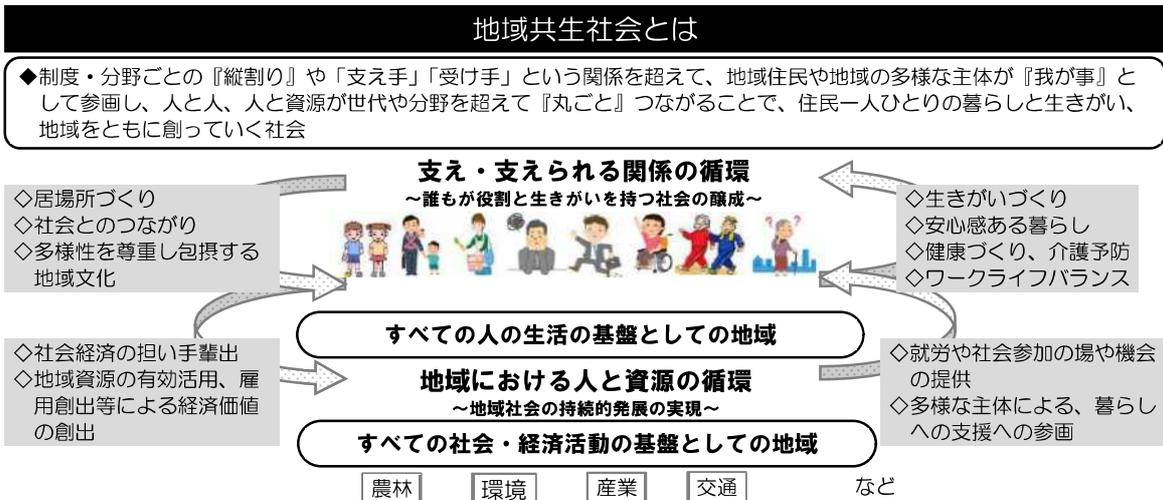
(2) 富士市地域福祉計画策定委員会、ワーキンググループ会議

地域福祉にかかわる市の関係部署及び社会福祉協議会で構成する「富士市地域福祉計画策定委員会」、庁内各課の担当で構成する「ワーキンググループ会議」を設置し、計画内容の検討や施策調整等について庁内の関係各課と検討を行いました。

第5節 国の動向について

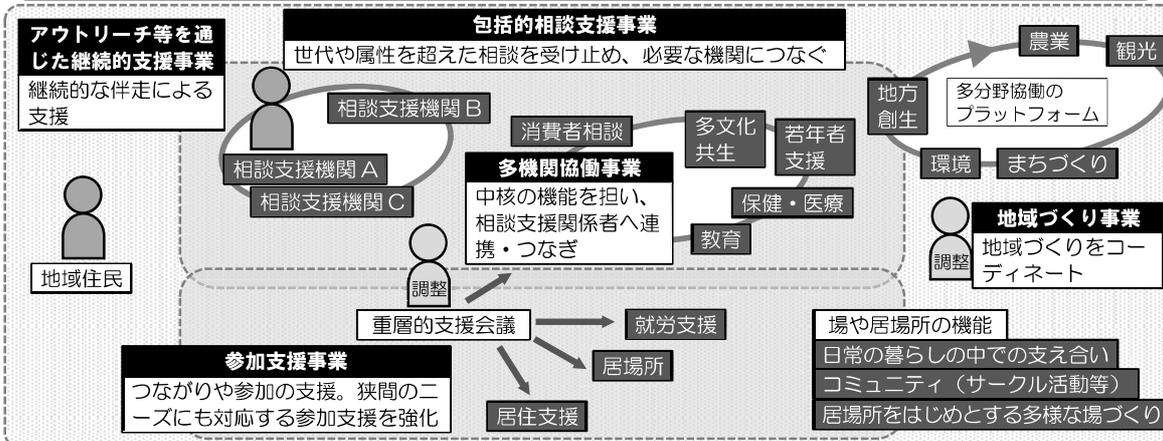
近年、全国的な高齢化や人口減少により、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支えあいの基盤が弱まってきています。また、地域の問題が複雑化し、これまでの公的な支援では対応が困難なケースが増えています。

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支えあいと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年、令和3年に社会福祉法が改正されました。その中で、地域住民同士が支え合う「地域共生社会」「重層的支援体制整備事業」が以下のとおり示されました。



重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料

令和3年に改正された現在の社会福祉法において、地域福祉計画に記載すべき事項として、以下の5項目が掲げられています。

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
 - 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
 - 全庁的な体制整備
- など計 16 事項

②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
- 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 利用者の権利擁護
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
- 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
- 地域福祉を推進する人材の養成

⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

第2章 富士市の現状、取組

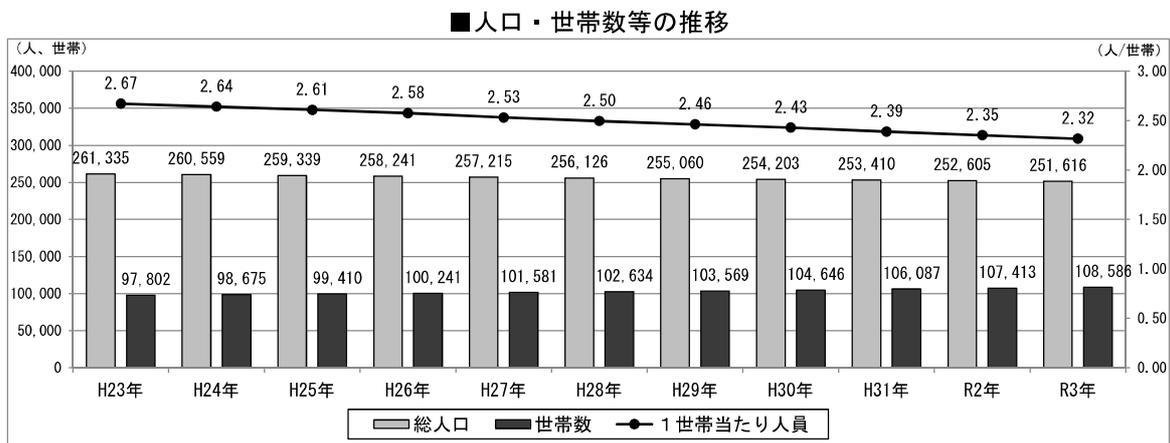
第1節 統計データにみる富士市の現状

1 人口・世帯数等

平成23年以降の住民基本台帳人口（各年4月1日時点）は減少傾向が続き、令和3年には251,616人となっています。なお、平成23年から令和3年までの10年間で9,719人（3.7%）減少しています。

同期間の世帯数は、増加傾向が続き、令和3年には108,586世帯となっています。なお、平成23年から令和3年までの10年間で10,784世帯（11.0%）増加しています。

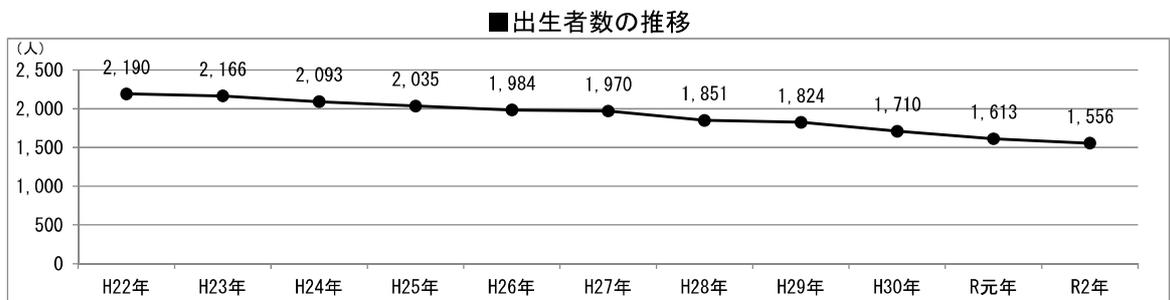
同期間の1世帯当たり人員は、減少傾向が続き、令和3年には2.32人となっています。



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

2 出生者数

平成22年以降の出生者数（各年1月1日～12月31日、日本人のみ）は減少傾向が続き、令和2年には1,556人となっています。なお、平成22年から令和2年までの10年間で634人（28.9%）減少しています。

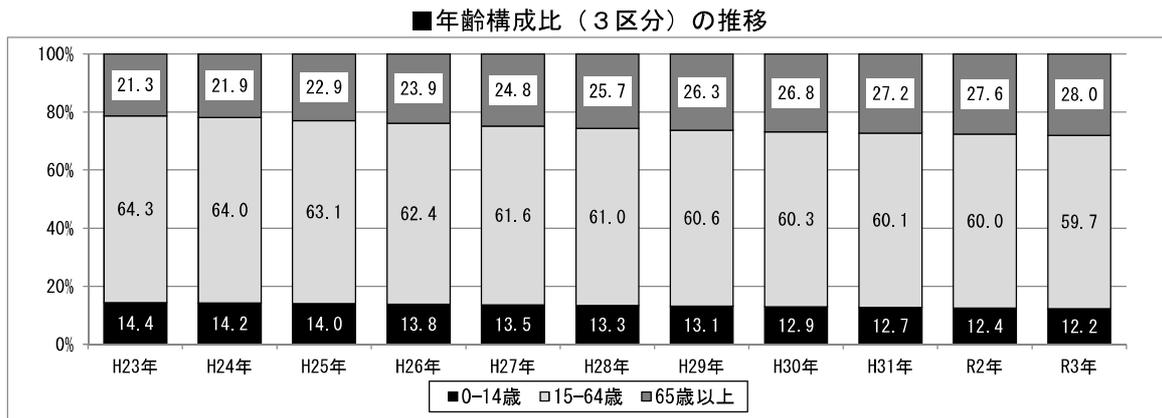


出典：人口動態統計（各年1月1日～12月31日、日本人のみ）

3 年齢構成

平成 23 年以降の住民基本台帳人口における年齢構成比は「65 歳以上」（老年人口）の割合が上昇し、令和 3 年には 28.0%となっています。なお、平成 23 年から令和 3 年までの 10 年間で 6.7 ポイント上昇しています。

その一方で、「15-64 歳」（生産年齢人口）、「0-14 歳」（年少人口）の割合は低下傾向が続いており、令和 3 年にはそれぞれ 59.7%、12.2%となっています。

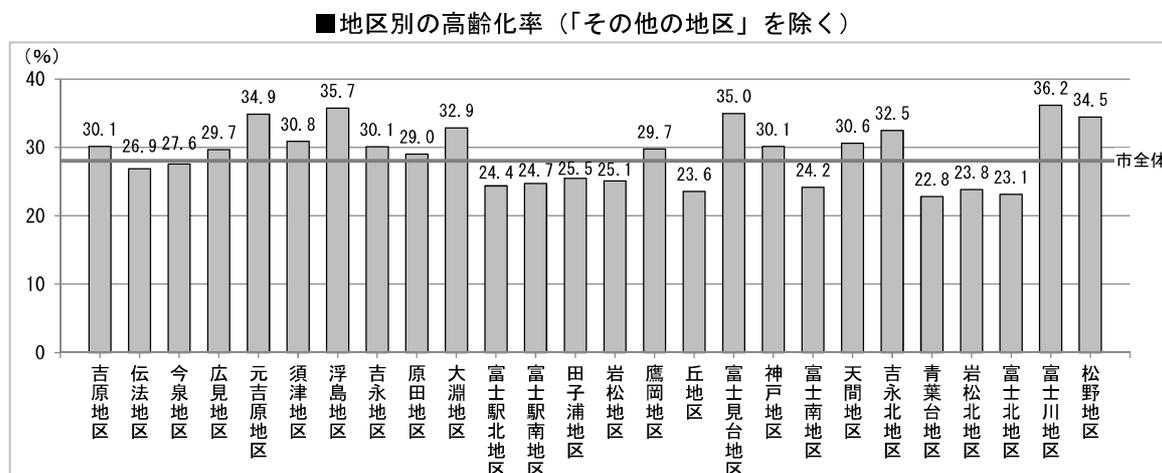


出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

4 地区別高齢化率

令和 3 年 4 月 1 日時点の市内 26 地区の高齢化率は、「富士川地区」で 36.2%、「浮島地区」で 35.7%となっているほか、「吉原地区」、「元吉原地区」、「須津地区」、「吉永地区」、「大淵地区」、「富士見台地区」、「神戸地区」、「天間地区」、「吉永北地区」、「松野地区」の計 12 地区で 30%以上となっています。その一方で、「青葉台地区」の 22.8%、「富士北地区」の 23.1%が比較的高齢化が低い地区となっています。

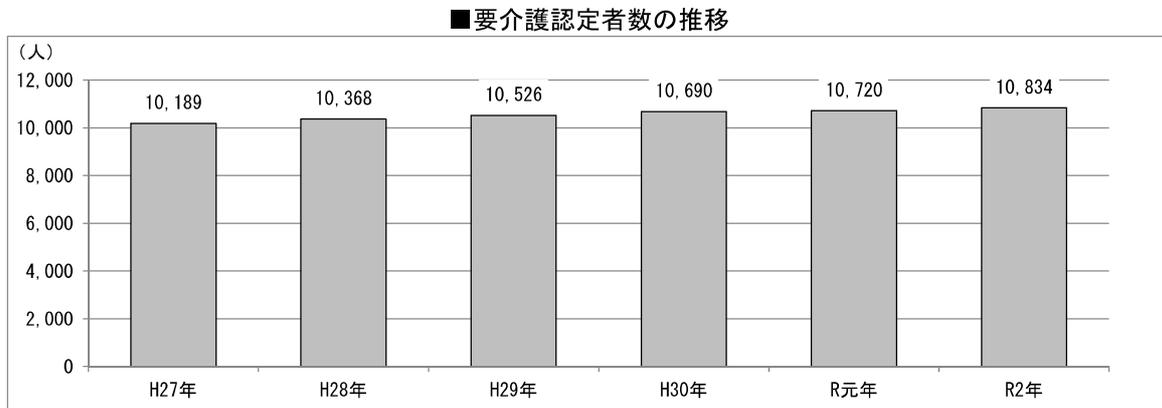
地区間で比較すると、最も高齢化率が高い富士川地区（36.2%）と最も高齢化率が低い青葉台地区（22.8%）では 13.4 ポイントの差がみられます。



出典：住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日）

5 要介護認定者数

平成 27 年以降の要介護認定者数は増加傾向が続いており、令和 2 年には 10,834 人となっています。なお、平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間で 645 人（6.3%）増加しています。



出典：介護保険事業状況報告月報（各年 9 月末）

6 障害者手帳所持者、自立支援医療受給者

平成 27 年度以降の身体障害者手帳の所持者数の推移は、平成 30 年度までは増加が続きましたが、令和 2 年度には減少し 8,902 人となっています。

療育手帳の所持者数、精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移は増加傾向が続いており、令和 2 年度にはそれぞれ 2,402 人、1,584 人となっています。

自立支援医療受給者の推移も増加傾向が続いており、令和 2 年度には 3,511 人となっています。

■障害者手帳所持者、自立支援医療受給者数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
身体障害者手帳所持者数 (人)	8,932	9,007	9,080	9,156	9,047	8,902
療育手帳所持者数 (人)	2,027	2,097	2,182	2,251	2,331	2,402
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)	1,028	1,208	1,256	1,325	1,425	1,584
自立支援医療（精神通院医療）受給者数 (人)	2,391	2,520	2,896	3,040	3,123	3,511

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

7 家庭児童相談

平成 27 年度以降の家庭児童相談数は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて減少した後は増加に転じ、令和 2 年度には 961 人となっています。

このうち、養護相談（虐待、保護者の疾病・離婚・死亡等による養育困難など）が多くを占めています。なお、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて減少した後は増加に転じ、令和 2 年度には 805 人となっています。

このほか、育成相談（特徴的な性格、不登校など）では平成 28 年度、その他の相談では平成 29 年度をピークに減少傾向がみられます。

■家庭児童相談数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
家庭児童相談数（人）	827	895	867	881	929	961
養護相談（人）	685	677	608	616	698	805
保健相談（人）	0	2	1	0	0	1
非行相談（人）	6	4	3	7	6	1
育成相談（人）	81	136	108	112	100	88
その他の相談（人）	55	76	147	146	125	66

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

8 女性保護相談

平成 27 年度以降の女性保護相談件数は、平成 30 年度から令和元年度にかけて減少したものの、平成 29 年度以降は毎年度 1,000 件を超え、令和 2 年度には 2,340 件となっています。

相談した実人数は、平成 30 年度の 194 人までは減少傾向が続いていましたが、その後は増加して令和 2 年度には 278 人となっています。

一時保護件数は、平成 29 年度から令和元年度までは 8～9 件で推移していましたが、令和 2 年度には増加し、12 件となっています。

■女性保護相談件数の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
女性保護相談件数（件）	799	724	1,091	1,734	1,683	2,340
実人数（人）	205	201	197	194	255	278
一時保護（件）	5	4	9	8	8	12

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

9 消費生活相談

消費生活相談支援の件数は、平成 29 年度の 2,374 件までは増加傾向が続いていましたが、平成 30 年度以降は減少し、令和 2 年度には 1,909 件となっています。

■消費生活相談件数の推移

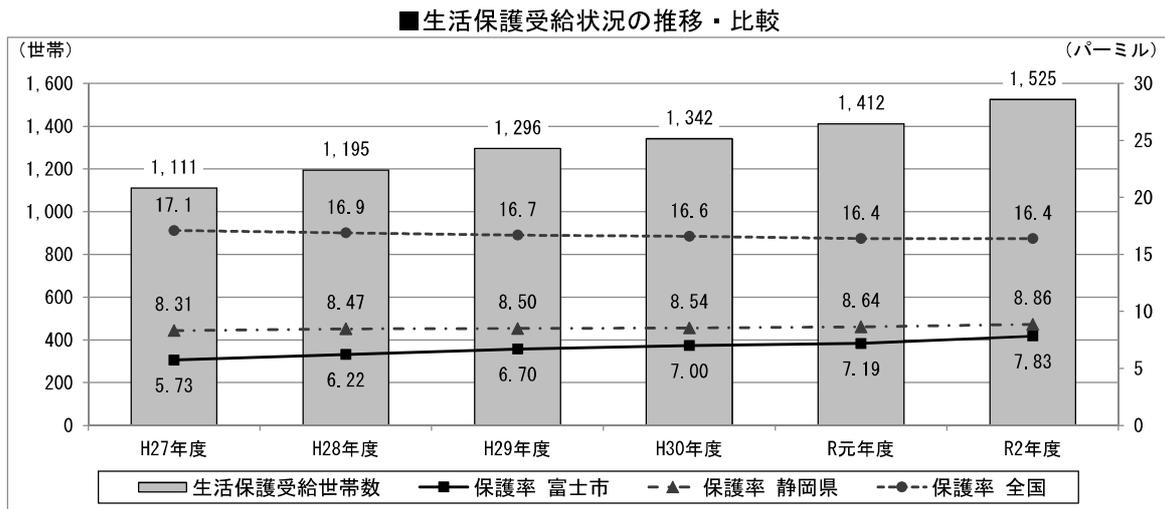
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
消費生活相談支援（件）	1,929	1,952	2,374	2,066	2,040	1,909

出典：市民安全課（各年度 3 月末）

10 生活保護受給状況

平成 27 年度以降の生活保護受給世帯数は増加傾向が続いており、令和 2 年度には 1,525 世帯となっています。なお、平成 27 年度から令和 2 年度までの 5 年間で 414 世帯（37.3%）増加しています。

同期間の保護率は年々上昇し、令和 2 年度には 7.83 パーミル（千分率）となっています。なお、静岡県、全国と比較すると、各年度とも静岡県、全国を下回っています。



出典：富士市の福祉（各年度 3 月分）

11 住居確保給付金受給世帯

住居確保給付金受給世帯（平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援制度による）は平成 27 年度には 46 世帯みられましたが、令和元年度までは減少傾向が続き、令和元年度には 7 世帯となっています。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として支給要件が緩和されたこともあり、受給世帯数は大幅に増加して 115 世帯となっています。

■住居確保給付金受給世帯の推移

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
住居確保給付金受給世帯数（世帯）	46	42	29	28	7	115

出典：富士市の福祉（各年度 3 月末）

12 外国人人口

平成 28 年以降の外国人人口は、令和 2 年までは増加傾向が続いていましたが、令和 3 年度には 5,976 人で横ばいとなっています。

■外国人人口の推移

	H28 年	H29 年	H30 年度	H31 年	R2 年	R3 年
外国人人口の推移（人）	4,493	4,740	5,093	5,460	5,981	5,976

出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）

第2節 これまでの地域福祉推進の取組状況

1 地域福祉計画

第4次富士市地域福祉計画では、目指す地域福祉の将来像を「だれもが安心してともに暮らせる地域（まち）」とし、「みとめあう」、「ささえあう」、「ともにまなぶ」、「ともにきずく」、「ともにとりくむ」の五つの基本理念の下、「地域住民としての意識づくり」、「安心して生活できるしくみづくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「自立した地域生活を支える環境づくり」、「地域を支えるしくみづくり」の基本方針に沿って基本目標を設定し、基本施策等を推進してきました。以下に、基本施策等の主な実施状況について整理します。

基本理念1 みとめあう【地域住民としての意識づくり】

○隣近所との絆を深めるため…

- ・親同士や地域関係団体とのつながりを作るプレパパママと先輩パパママ交流事業に取り組みました。
- ・在宅の寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している者を一時的に介護から解放し、介護者の元気回復を図る家族介護者交流事業に取り組みました。
- ・老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを生み出し、高齢者の福祉を高める悠容クラブ（老人クラブ）の活動を支援しました。

○福祉のことをもっと知るため…

- ・高齢者・障害児（者）等の方々が、心をこめて作りあげた多数の作品を展示する福祉展を開催しました。
- ・あらゆる人たちが気軽に心地良くふれあえる場を創造し、福祉への理解を深める市民福祉まつりを開催しました。
- ・人権キャラクターを活用した保育園での教室や小中学校及び高等学校における人権講演に取り組みました。



悠容クラブ輪投げ大会



人権教室

基本理念2 ささえあう【安心して生活できるしくみづくり】

○相談・サービスを利用しやすくするため…

- ・保護が必要な児童等を早期に発見・対応する要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の情報交換や協議を行いました。
- ・介護予防・日常生活総合事業では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所が相談を受け、適切なアドバイスを行いました。

○災害時に支えあえるまちにするため…

- ・町内会・区、福祉施設、保育園等で防災講座を開催しました。
- ・要配慮者を対象に、災害・緊急支援情報キットの取組を推進しました。



地域防災訓練



災害・緊急支援情報キット

基本理念3 とともにまなぶ【地域福祉の担い手づくり】

○福祉について学ぶため…

- ・保育園幼稚園では、授業、ボランティア活動の一環として、園児との交流のため児童・生徒を受け入れました。
- ・在宅で認知症の人を介護している家族に対し、認知症を理解するための基礎知識、認知症への対応方法を学ぶとともに、家族同士の交流を図るための講座を開催しました。

○地域福祉の人材を育てるため…

- ・視覚障害者のための音訳・点訳、読み聞かせボランティアの養成講座等を開催しました。
- ・手話を用いる聴覚障害者のコミュニケーションを支援する手話奉仕員養成講座を開催しました。
- ・中途失聴者への情報提供を支援する要約筆記者養成講座を開催しました。

○ボランティアやNPO 法人の活動を支援するため…

- ・社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に関する情報収集、情報提供等を行いました。
- ・ボランティアセンター（社会福祉協議会）の運営に対して支援を行いました。



手話奉仕員養成講座



ボランティア講座

基本理念4 とともにきずく【自立した地域生活を支える環境づくり】

○住みやすいまちをつくるため…

- ・外出が困難な要介護者や障害者のための外出支援事業に取り組みました。
- ・地域との協働により、コミュニティ交通等の運行を行いました。
- ・小中学校でのバリアフリー施設の設置や、バリアフリー法、県条例等に基づくすべての人が利用しやすい施設の推進に取り組みました。
- ・AED（自動体外式除細動器）の設置や LED 防犯灯、防犯カメラの設置を推進しました。
- ・地域で生活する障害者や高齢者等がともに課題解決を進めるため、地域生活支援事業や生活支援体制整備事業に取り組みました。

○新たなセーフティネットの構築をするため…

- ・地域包括支援センターによる総合相談業務の推進に取り組みました。
- ・民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を学べるように、毎月の定例会や研修会を開催しました。
- ・富士・富士宮市の障害児の放課後支援を行っている事業所及び障害児を受け入れている放課後児童クラブが連絡会を組織し定期的に会議を開き、情報交換を通してネットワーク化を図る自立支援協議会の運営に努めました。

○支援・手助けが必要な人を支えるため…

- ・地域包括支援センターが開催する地域ケア会議を推進し、専門職、民生委員・児童委員、事業所職員等が地域で困っている高齢者の個別課題や地域課題を共有し、解決に向けてのネットワークを構築するよう努めました。
- ・在宅で徘徊のみられる認知症高齢者を速やかに保護し安全を確保できるよう、位置情報検索端末を貸与しました。また、関係機関の情報共有を図るため行方不明になるおそれがある方の事前登録制度を開始するとともに、地域での見守り体制構築のため、QRコード付きのシールを配布しました。
- ・男女共同参画センター女性のための相談室において、女性の抱える様々な悩みの相談に応じ、解決に向け支援しました。
- ・配偶者暴力相談支援センターでは、DV被害者等からの相談を受け付け、自立に向けた総合的な支援をしました。
- ・在宅生活を送る障害児（者）が地域の中で安心して暮らせるために必要な各種サービスを提供しました。（緊急通報システム、配食サービス）
- ・ユニバーサル就労支援センターを設置し、関係する窓口を再編して相談しやすい窓口運営の改善を行い、住居確保給付金等の様々な支援につなぎました。



ユニバーサル就労支援センター



田子浦地区コミュニティバス

基本理念5 ともにとりくむ【地域を支えるしくみづくり】

- 地域（圏域）に合わせた取組を進めるため…
 - ・ 社会福祉協議会を通じて、地区福祉推進会の活動を支援しました。
 - ・ 高齢者の長寿を祝うため、市・社会福祉協議会・町内会連合会の主催による敬老会の開催を支援しました。
- 福祉のネットワークを充実するため…
 - ・ 関係機関を集め高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会を組織し、高齢者・障害者虐待防止の連携体制の確保・評価、虐待防止の普及啓発を図りました。
 - ・ 「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を進めるため、障害児・者の福祉・教育・保健・医療・就労等に関する情報の共有化を行う場及び総合的なサービス調整の場として障害者自立支援協議会による関係機関のネットワークの構築を図り、定例会議のほか、障害・ライフステージ別の各部会、必要に応じ、随時関係機関による個別ケア会議を開催しました。
- 福祉計画の進行管理と評価をするため…
 - ・ 福祉計画推進会議において、「富士市地域福祉計画」、「ふじし障害者プラン」について進捗状況や主な取組について報告し、委員から意見を求めました。
 - ・ 高齢者や要介護者等の実態、保健福祉介護サービス等の需要を把握し、高齢者の保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するため基礎調査を実施しました。



地区福祉推進会児童福祉体験



福祉計画推進会議

「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」について

第4次計画、第5次計画において使用されている言葉で「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」があります。その違いは下表のとおりです。

バリアフリー	ユニバーサルデザイン
<p>障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。</p>	<p>あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。</p>

2 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画では、地域福祉計画が目指す将来像及び五つの基本理念を共通のものとし、「地域住民としての意識づくり」、「安心して生活できるしくみづくり」、「地域福祉の担い手づくり」、「自立した地域生活を支える環境づくり」、「地域を支えるしくみづくり」の五つの基本方針に沿って、社会福祉協議会事業を位置づけ、地域住民による福祉活動の推進に取り組みました。

基本理念1 みとめあう【地域住民としての意識づくり】

- 身近な地域での交流の場として「ふれあい・いきいきサロン」の活動支援及び市内4施設の社会福祉センターの運営を通して、だれもが住み慣れた地域でいきいきと過ごせるよう、様々な取組を行いました。
- 社会福祉協議会広報紙『お元気ですか』や本会ウェブサイト及びRadio-f放送番組等のあらゆる媒体を通じて、また、「市民福祉まつり」、「社会福祉大会」等の啓発事業を通して、市民の福祉への理解を深めることに努めました。
- 令和2年度には、社会福祉協議会法人設立50周年記念誌の発行及び記念式典を開催しました。



ふれあい・いきいきサロン



社会福祉協議会法人設立50周年式典

基本理念2 ささえあう【安心して生活できるしくみづくり】

○心配ごと相談等を通じて、安心して福祉サービスが利用できるよう、関係機関との連携を図りました。このうち、結婚相談については、開所日の拡充及び相談体制整備の充実を図りました。また、介護サービスについては、適切な施設整備や円滑な事業運営、さらには、通所介護においては地域との関係強化に努めました。また、障害サービスについては、生活介護事業所『オリーブの丘』の開所及び各事業所における送迎サービスの拡充及び相談支援体制の充実を行いました。

○災害時におけるボランティア活動支援については、県内外災害ボランティアの図上訓練への参画を通じて、災害ボランティア支援団体とのつながりを深め、開設訓練そのもののあり方を含めた再検討を行い、より実践的な内容の実現につなげました。



結婚相談



生活介護事業所「オリーブの丘」

基本理念3 とともにまなぶ【地域福祉の担い手づくり】

○ボランティア及び福祉教育情報等については、本会ウェブサイト及び Facebook 等の SNS による情報発信を図り、若年層を含めた幅広い世代及び対象者に向けた活動やプログラムの啓発等に積極的に取り組みました。

○福祉人材育成面の取組については、採用力を高めるための研修会や、人材定着・確保のための研修会及びワークショップを開催しました。また、新しい生活様式を踏まえ、各種講座や研修会をリモートによる実施につなげ、柔軟に対応しました。

○ボランティアニーズの把握を目的とし、介護保険事業者連絡協議会や障害福祉サービス事業者を対象とした調査を実施しました。なお、「はじめの一步助成金」については、市の助成金支給制度開始に伴い、平成 30 年度をもって交付終了となりました。



福祉人材育成研修会

基本理念4 とともにきづく【自立した地域生活を支える環境づくり】

- 「移送サービス」、「声の広報」、「ふじおもちゃ図書館」、「福祉機器リサイクル」及び「車いす短期貸出」の各事業を通して、障害のある方やその家族も住み慣れた地域で安心して自立生活を送ることができるような環境づくりを支援しました。
- これまで支援を続けてきた低所得世帯等に加え、令和元年度から、新型コロナウイルス感染症に伴う休業や失業等による減収した世帯を対象に、生活福祉資金の特例貸付を行いました。生活困窮者の自立支援については、「ユニバーサル就労支援センター」の再編に伴い、民間事業者との共同事業体を設立し、市民からの相談に早期かつ包括的に応じる運営を行いました。
- 認知症や障害等により判断能力が十分でない人の権利を尊重し擁護することを目的とした「成年後見支援センター」の運営を通して、市民後見人のケース受任及び法人後見受任、さらには日常生活自立支援事業を行い、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう伴走的な支援を行いました。



移送サービス



市民後見講演会

基本理念5 ともにとりくむ【地域を支えるしくみづくり】

- 「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指し、市内26地区の地区福祉推進会及び推進会連絡会への活動支援を通して、行政、地域関係団体及び関係機関とともに、生活支援体制整備事業及び第2層協議体づくりへの取組を進めました。
- 社会福祉協議会会費や赤い羽根共同募金を通して、各地区町内会・区や民生委員児童委員協議会、さらには福祉施設及び福祉団体等にも広く協力を仰ぎ、地域福祉推進事業の財源確保に努めました。



地区福祉推進会



赤い羽根共同募金

第3節 第4次計画成果指標の評価

第4次計画において設定した重点的な取組の成果指標を、以下のとおり評価します。

1 災害・緊急支援情報キットの普及、啓発

【目標】：災害支援キットの利用者数を増やす。

【内容】：災害支援キットの普及・啓発を行う。

【指標】

	実績値					目標値
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R2年度 (2020)
利用者数 (人)	6,832	6,820	6,740	6,728	6,396	7,400

【評価】

利用者数は、平成28年度の6,832人をピークに緩やかに減少し、令和2年度には6,396人となっています。

特に、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年、災害支援キットの紹介ブースを設けていた防災イベントの「ふじbousai」が中止となり、在宅高齢者実態調査も中止となったため、申請が低調となり、利用者数の減少につながっています。

2 生活困窮者自立支援制度

【目標】：生活困窮者の自立実現のため、支援期間内の就職率を向上する。

【内容】：各制度の利用により、効果的な支援を行う。

【指標】

	実績値					目標値
	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R2年度 (2020)
就職率 (%)	56	57	46	47	49	50

【評価】

支援期間内の就職率は、制度が始まった平成27年度から平成29年度までは50%を超えていましたが、平成30年度以降、50%を下回っています。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行により相談者数が増え、想定を超える件数の対応をしましたが、目標値に迫る就職率を達成し、計画期間内で概ね目標を達成することができました。

3 地区福祉推進会の周知

【目標】：地区福祉推進会の認知度を上げる。

【内容】：市民アンケートの「市内小学校区にそれぞれ『地区福祉推進会』が組織されています。あなたのお住まいの地区の『地区福祉推進会』をご存知ですか」から地区福祉推進会の認知度を算出するものとする。

【指標】

	実績値		目標値
	H26年度（2014）	R元年度（2019）	R元年度（2019）
認知度（%）	32.8	37.5	50.0

【評価】

地区福祉推進会の認知度は、令和元年度の市民アンケート調査では37.5%となっており、平成26年度調査の32.8%から上昇していますが、目標値の50.0%を下回る結果となっています。

社会福祉協議会では、「地域共生社会」の実現を目指し、各地区で地域福祉推進事業の取組を進めていることから、これらの活動に合わせて地域住民との会議・懇談会等で啓発を行ってきました。さらに、広報ふじ及びRadio-fにおいても活動の周知を行いました。計画通りの浸透に至りませんでした。

第4節 第4次計画の検証

本市の地域福祉を取り巻く状況が変化する中で、地域における生活課題の変化に合わせて第4次計画のもと、地域福祉の推進に向けた取組を進めてきました。

前節の評価のとおり、生活困窮者自立支援等制度に則した事業については、一定の成果が表れた一方、災害支援キット等の地域活動による取組や地区福祉推進会の認知度のような地域福祉についての認識の向上については、取組を見つめなおす必要があることが認められました。

第5次計画の策定に当たり、市民アンケート調査、福祉関係者・団体への調査、さらには、世論調査による新型コロナウイルス感染症の福祉への影響等の調査結果においても、福祉について学ぶことや、市民の意識、日常生活における助け合い・支え合い等の地域のつながりの希薄化が課題として捉えられます。

今後も、高齢者や障害者の福祉の支援やサービスの充実のほか、新たにひきこもりやヤングケアラー等の顕在化しにくい困りごとを抱える市民への支援を充実させる必要があるとともに、新型コロナウイルス等の感染症に対する新しい生活様式に沿った地域福祉活動等の取組等が必要になったため、次節のとおり計画策定に向けた課題整理に繋がります。

第5節 第5次計画策定に向けた課題の抽出

第5次計画（以下、「本計画」という。）の策定に当たり、計画期間内の基本理念や基本目標、基本施策を設定するに当たり、本市の地域福祉に関連する課題を以下のとおり抽出しました。

1 福祉教育や意識づくりに関連する課題

- 子どもの福祉教育について、学校への期待が高まっていますが、地域社会や家庭の役割も必要です。
- 児童への支援については、児童本人だけではなく、「家族を含めた家庭環境、地域社会の中での生活環境を含めた課題」の把握、共有が不可欠です。
- 地域活動やボランティア活動等への関心が低下しており、意識の向上や参加しやすい活動、運営手法を検討していく必要があります。
- 様々な課題に取り組むため、「地域で活動する福祉人材の確保育成及び関係機関の連携体制の充実」が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症など、感染症が流行しているときの地域活動や支援の取組について、感染拡大の防止や参加者の不安解消など、「新しい生活様式」に即した活動・取組を実現していくことが必要です。

市民がそれぞれのライフステージに応じた福祉教育を受けたり、日常生活において福祉を考える機会を設けるなど、様々な方法で地域の福祉を担う人材やボランティア団体等を育てていくことが必要です。

2 地域での生活や助け合い・支え合いに関連する課題

- 日常生活での悩み・不安について、「各地域の家庭の状況を把握し、支援につなげるための住民のつながり」の希薄化が進んでいます。
- 福祉の対象として「高齢者の買い物・通院等の外出支援」、「不登校児、引きこもり支援」等の明確な支援対象とともに、「不登校の児童・生徒」や「自宅に引きこもっている人」等の潜在的な支援対象の把握、アプローチに向けた支援体制の充実が不可欠です。
- 女性保護相談の相談件数、一時保護件数は増加傾向が続き、女性の人権保護や安全保護の必要性が高まっています。また、これまで続けてきた男女共同参画の取組について、継続的な取組が必要な状況が続いています。
- 災害時に助けが必要な「避難行動要支援者」の認知度は低いことから、避難行動要支援者の隣近所での情報共有や、市で進める「災害・緊急支援情報キット」のさらなる普及・啓発による認知度の向上、地域の体制づくりが求められます。

- 福祉の対象が増えつつあり、「支援する側とされる側」に単純に区別するのではなく、「お互いに助け合う」意識の向上に向けた情報発信・意識啓発が必要です。
- 社会福祉協議会が実施する事業に対する認知度は高まってきており、さらには、「生活に不安のある人たちが気軽に相談できる」ことへの高い期待がみられます。
- 福祉サービスの利用に抵抗を感じている人が一定数いることから、「福祉サービスの内容や利用条件等の正しい情報の発信」が必要です。
- 地域で福祉に携わる活動団体や民生委員・児童委員等から、「ボランティア活動の推進」、「福祉サービスを必要とする人の把握」等の課題が挙げられています。

毎日の生活でも災害時でも安心して生活できるよう、住民同士の支え合いや必要な支援につなげる仕組づくりが期待されます。

3 福祉施策やサービス提供、活動体制等に関連する課題

- セクシュアル・マイノリティーなど、多様な性の人々が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、市民が様々な特性への理解を深めていく取組を考えていく必要があります。
- 多様化する地域生活課題への対応や情報発信のため、「市民・利用者が分かりやすい窓口のあり方」や「情報発信方法の多様化」を検討することが必要です。
- 先進的な地域活動の取組を、市内全域に広めていくことが期待されます。
- 困りごとを抱えている市民を把握し、支援につなげていくため、関係機関や団体との連携体制の構築、市民が安心して相談できる体制づくりが課題として挙げられます。
- 少子高齢化や世帯の少人数化が進み、地域による高齢化率の偏在もみられることから、「地域の特性に応じた高齢者の支援体制・仕組みづくり」、「安心して子育てできる支援の充実」など、多様な取組が必要です。
- 障害者は、手帳所持者が増え、一般市民の意識でも最も関心が高い支援対象となっているものの、「障害のある方が暮らしやすいまち」の認識は低いことから、「障害者が暮らしやすいまちづくりに向けた施策の検討・取組」が必要です。
- 新型コロナウイルス等、未知のウイルス感染者への差別や偏見、誹謗中傷をなくすための正しい理解に向けた取組や人権を擁護する地域社会の醸成が求められています。

様々な困りごとを抱える市民の状況に応じた施策やサービス提供のため、実施体制の充実や関連機関の連携・ネットワークの充実など、地域での自立した生活を支える仕組みの構築・充実が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 地域福祉の将来像

社会の変化によって、個人や地域が抱える課題が多様化し、複雑化しています。しかし、富士市がすべての市民にとって暮らしやすいまちであることは、今後も継続して目指すべき目標であることから、本計画における地域福祉の将来像を、第4次計画に引き続き、以下のとおり設定します。

目指すべき将来像は

「だれもが安心して^{まち}ともに暮らせる地域」

「地域福祉」の主役は地域で生活する住民です。そのため、住民一人ひとりが地域をより知ること、福祉を理解することから、「だれもが安心してともに暮らせる地域」づくりが始まります。

さらに、地域の中で支援を必要とする人の声を、身近な住民が認識し、誰にどのような支援が必要かを把握し、必要な支援につなげ、すべての住民が安心して生活できる支援体制づくりが必要です。

また、住民を心身の状態や生活環境を基に「支援を受ける人」と「支援する人」に単純に分けるのではなく、住民同士ができる範囲で互いに助け合う「地域共生社会」として発展させていくことも必要です。

今後、こうした社会づくりを具現化するために、私たちは「まなぶ、そだてる」、「つなぐ、ささえあう」、「きずく、ひろげる」という3つの基本理念のもと、一人ひとりが地域に対する思いや福祉に対する意識を高めるとともに地域活動、福祉活動への積極的な参加と活動のネットワークを広げていくことを目指します。



第2節 計画の基本理念

地域福祉の将来像を実現するため、地域福祉の課題を基に、計画の基本理念を以下のとおり定めます。

なお、基本理念の設定、施策の推進に当たり、国連が2015年に定めたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に沿った取組に努めるものとし、市民や地域、事業者等に対して協力を求めるものとし、

<p>まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～</p>	<p>○私たちは、年齢、性別、病気・障害の有無や国籍等にかかわらず、地域を担う一員として共に暮らしています。それぞれが抱えている生活上、福祉上の課題を知り、認め合うとともに、より多くの市民が福祉を学ぶ機会を確保します。</p> <p>○学んだ知識を基に、住民一人ひとりの絆、福祉・助け合いを担う人材、意識を育てていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>
<p>つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～</p>	<p>○私たちは、普段から無意識のうちに助け合って暮らしています。支援を必要とする人が、気軽に相談し、速やかに支援につなげていける仕組みを作っていきます。</p> <p>○地域で暮らす人それぞれができる範囲でお互いの困りごとを知り、支えあえる地域を育てていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>
<p>きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～</p>	<p>○だれもが安心して暮らすために、潜在的な福祉課題を明らかにし、積極的に支援を行っていける取組を進めます。</p> <p>○単独での支援が困難なケースでも、関係機関の連携等によって支援ができるよう、分野間の連携やネットワークを広げていきます。</p> <p><関連するSDGs></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> <div style="text-align: center;"></div> </div>

第3節 計画推進に向けた「圏域」の考え方

地域福祉活動では、行政の取組によって確認される課題ばかりではなく、地域に生活する住民にしか見えない課題や状況に応じて顕在化していない課題にも取り組むこととなります。

こうした地域の生活課題に対しては、地域の住民が共通の認識を持って、人と人とのつながりと支えあいを基本として解決することを目指す必要があります。

したがって、地域福祉活動は、身近な生活圏を単位として隣近所の見守り・声かけ活動の普及や、災害時の要配慮者支援体制づくり等の活動が行われることとなります。

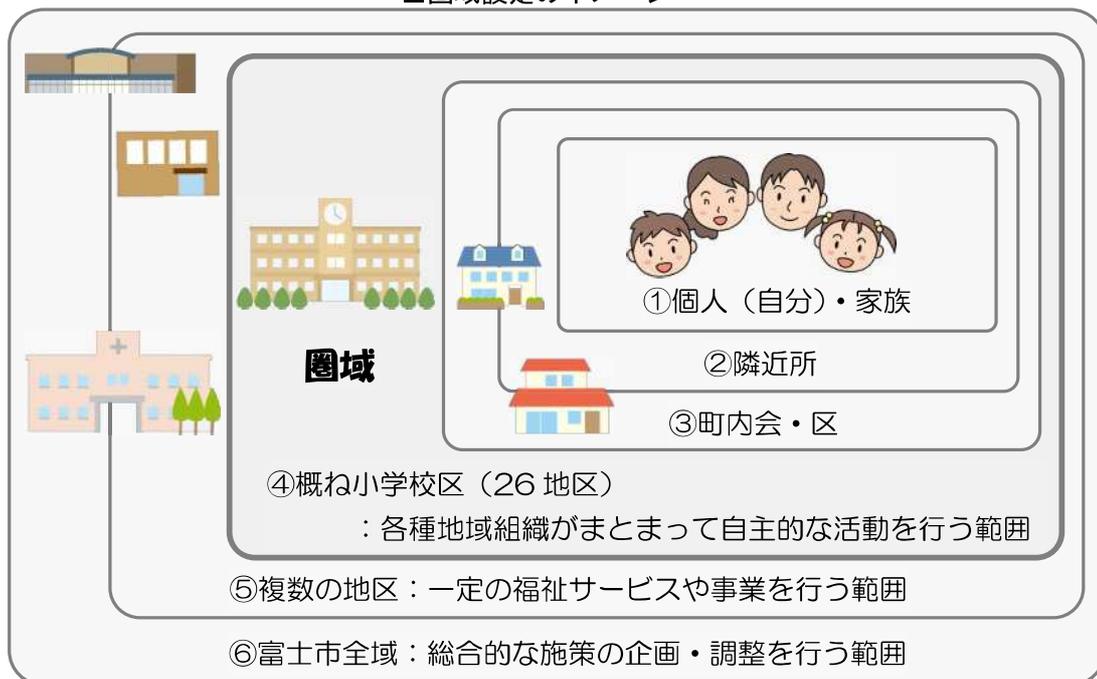
また、住民の地域福祉活動が活発に行われるためには、適切な活動範囲を圏域として設定し、各地域の特性を活かしつつ、人材や活動拠点など、地域福祉活動に必要な環境を整備することが必要です。

圏域の具体的な範囲

市では、概ね小学校区を単位とした 26 地区において、まちづくり協議会、町内会連合会（区長会）、生涯学習推進会、子ども会、PTA、地区福祉推進会等の各種団体が、地区の特性を活かしながら自主的なまちづくりを展開しています。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、地域福祉の推進に向けた認識を共有化することを目的として市全域を対象としますが、具体的な地域福祉活動の範囲として、概ね小学校区を単位とした 26 地区を圏域に設定し、地区の特性を活かした地域福祉活動の推進を図ります。

■圏域設定のイメージ

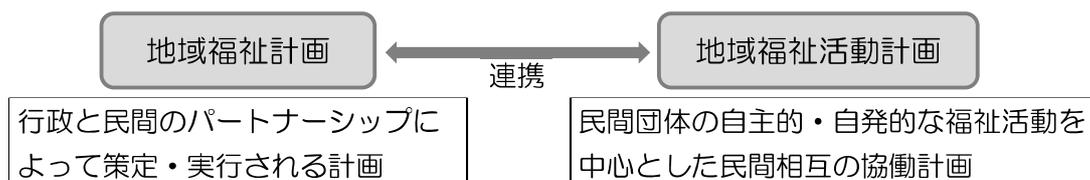


第4節 計画推進の体制

1 地域福祉計画、地域福祉活動計画の連携

市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目指すものであり、その策定を通して住民参加と福祉の推進を図るものです。

両計画はそれぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込んでおり、相互に連携を図る形となっています。

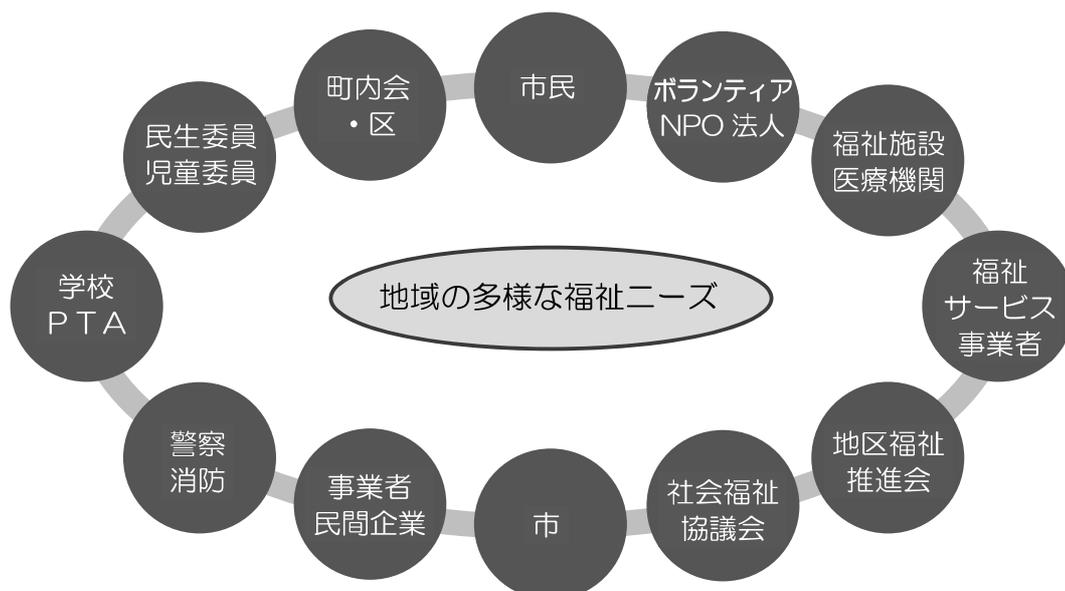


2 連携による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域で生活している住民です。住み慣れた地域で支えあい助け合う社会を実現させるためには、行政や社会福祉協議会の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠となります。

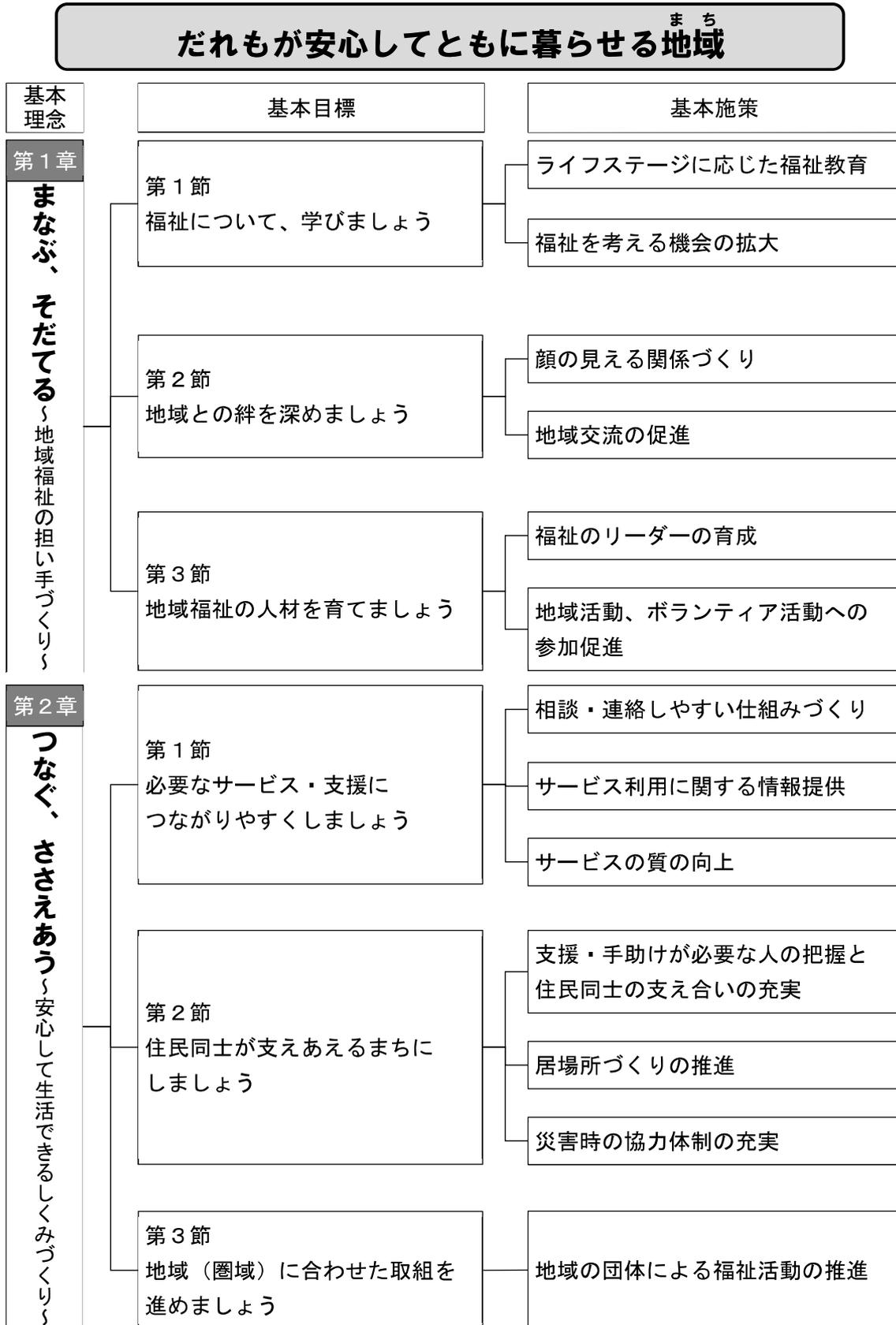
また、地域における多様な福祉ニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO 法人、地域団体、事業者が地域福祉の重要な担い手となります。

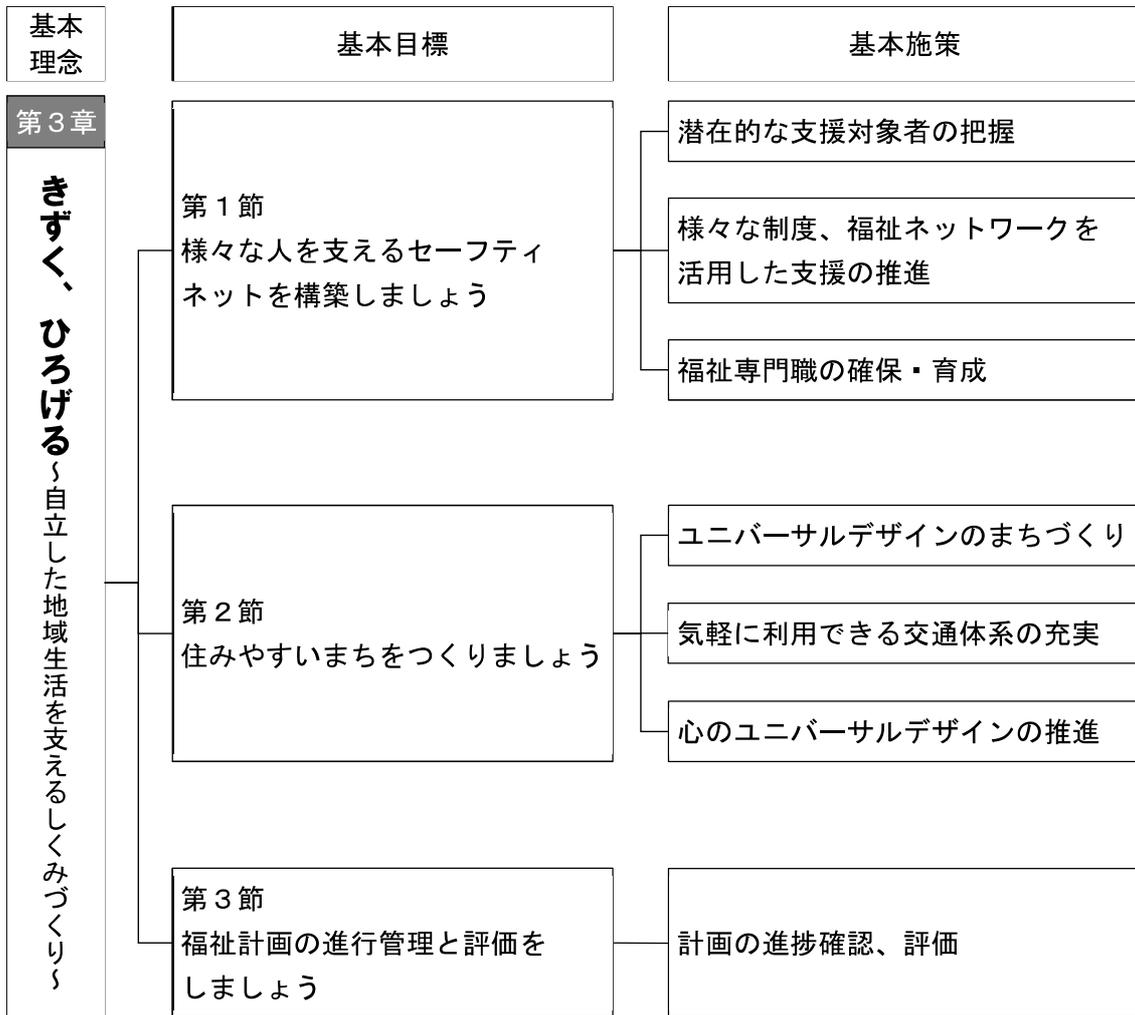
今後、各種活動を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体が相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働して活動を進めていくことが必要です。



II 地域福祉計画

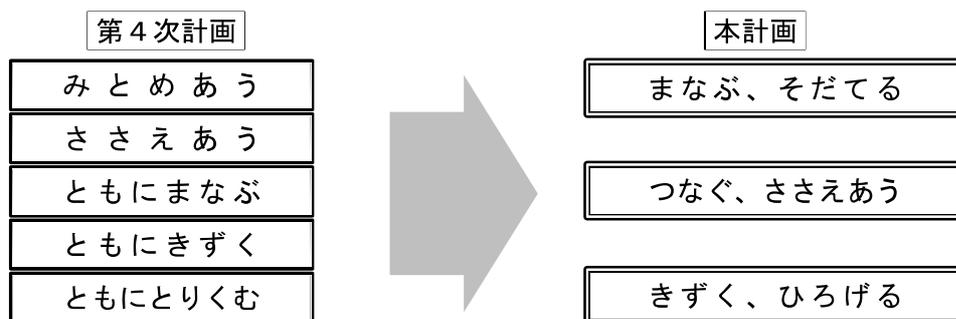
施策の体系





第4次計画からの基本理念再編の考え方

第4次計画では、取組の分野を中心に五つの基本理念が設定されていましたが、本計画では、「地域福祉を担う人材や団体の教育・育成」、「地域社会で安心して生活できる仕組み」、「自立した生活を支えるための支援体制」を中心とした内容で、三つの基本理念に再編しました。

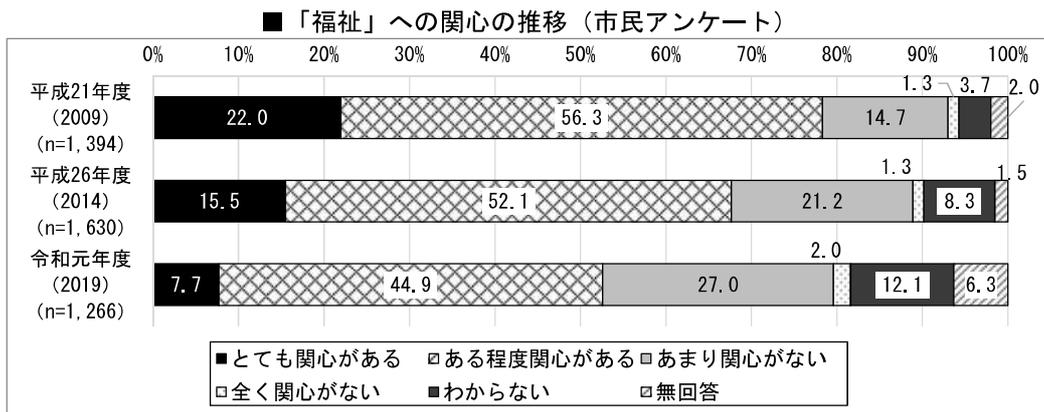


第1章 まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～

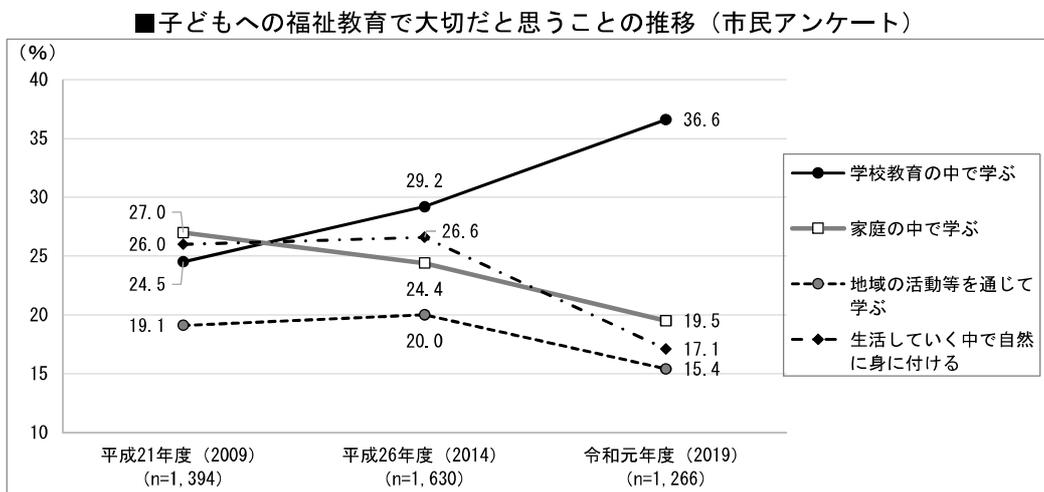
第1節 福祉について、学びましょう

1 現状と課題

「福祉」への関心について、「とても関心がある」、「ある程度関心がある」ともに低下が続いています。



子どもへの福祉教育で大切だと思うことについて、「学校教育の中で学ぶ」の割合が上昇し、他の項目を引き離しつつあり、「地域や生活の中で身につけていく」意識の低下がみられます。



今後は、低下傾向が続いている「福祉」への関心を高めるための取組が必要です。そのため、幼少期から学校だけではなく、家庭、地域の中でバランスの取れた福祉教育を進めていくとともに、成人後もそれぞれの状況や関心に応じた教育の機会の確保、情報発信が必要です。

2 基本目標の方向性

普段の生活の中での身近な「福祉」について、より多くの市民が学ぶことを目指します。

そのため、幼少期から就学期、就職後、高齢期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた福祉教育の機会を確保します。

また、市民が福祉の身近さ、重要性を知り、活動につながるよう、福祉を学び、考える機会の確保、拡大を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) ライフステージに応じた福祉教育

市民・団体・事業者等は…

- 学校、家庭、地域が連携し、子どもの手本となり、子どもたちがのびのびと育つ社会を作ります。
- 子どもは、家庭や地域で様々な役割を担う大人のふるまいを見て、基本的な生活習慣や社会的ルールを身につけます。
- 家族で福祉について考え、自分でできることから始めます。
- 「おはよう」、「おやすみ」、「ありがとう」など、基本的なあいさつを実践します。
- 家庭の温かいふれあいの中で、感謝や思いやりの心を育みます。

行政機関は…

- 幼稚園・保育園・認定こども園では、地域の社会福祉施設への訪問等により、高齢者や障害のある人への尊敬やいたわり、思いやりの心を養います。
- 小・中学校では、総合的な学習の時間や、道徳・特別活動、校外活動等の学校における教育活動の中で福祉教育を進めます。
- 高齢者や障害者、子育て中の保護者など、支援を必要とする様々な方同士の交流や、支援する家族の交流を進めます。

(2) 福祉を考える機会の拡大

市民・団体・事業者等は…

- 一人ひとりが、福祉の問題に関心を持ち、自分自身のこととして捉えます。
- 障害や病気、家庭の状況、性差、性的指向等を基にした差別をなくすため、個性や多様性を認め合います。
- 家庭や地域から男女共同参画社会を目指した地域づくりを進めます。

行政機関は…

- 各分野の福祉計画について、文書やウェブサイト等を活用した周知を行います。
- 様々な福祉活動について広報やウェブサイト等を活用して紹介し、より多くの市民に情報を伝えられる発信手段の検討・実現に努めます。
- 市政いきいき講座など、地域福祉や障害者福祉等に関連する様々な分野の講座を実施し、福祉事業の啓発に努めます。
- 市民福祉まつりや社会福祉大会の開催、障害者週間・人権週間における講演会、福祉展等により、福祉に対する理解を深め、幅広い世代の福祉意識の向上に努めます。
- 子どもたちに人権について興味を持ってもらうために、幼稚園・保育園・認定こども園で人権のキャラクターや紙芝居を使った啓発活動を行います。
- 小・中学校では、学校における教育活動の中で福祉に関する学習や人権教育等を進めます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、啓発事業を行います。
- 国際交流団体の活動を支援し、多様な文化に触れる機会の提供に努めます。

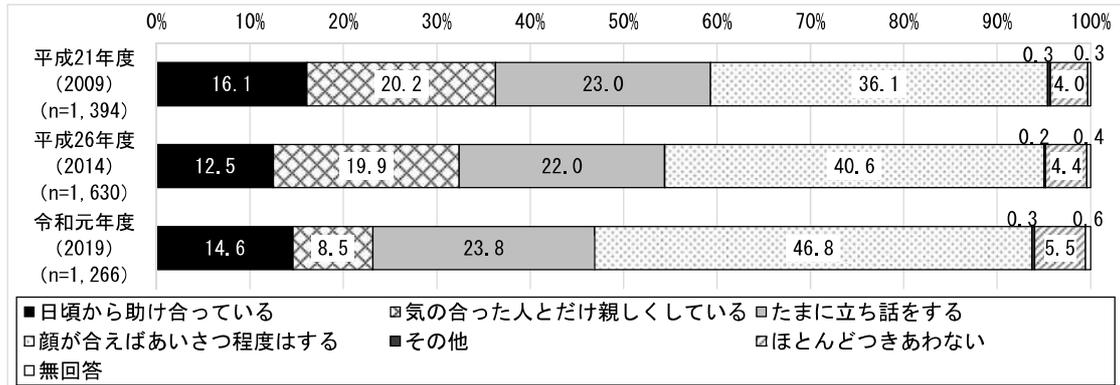


第2節 地域との絆を深めましょう

1 現状と課題

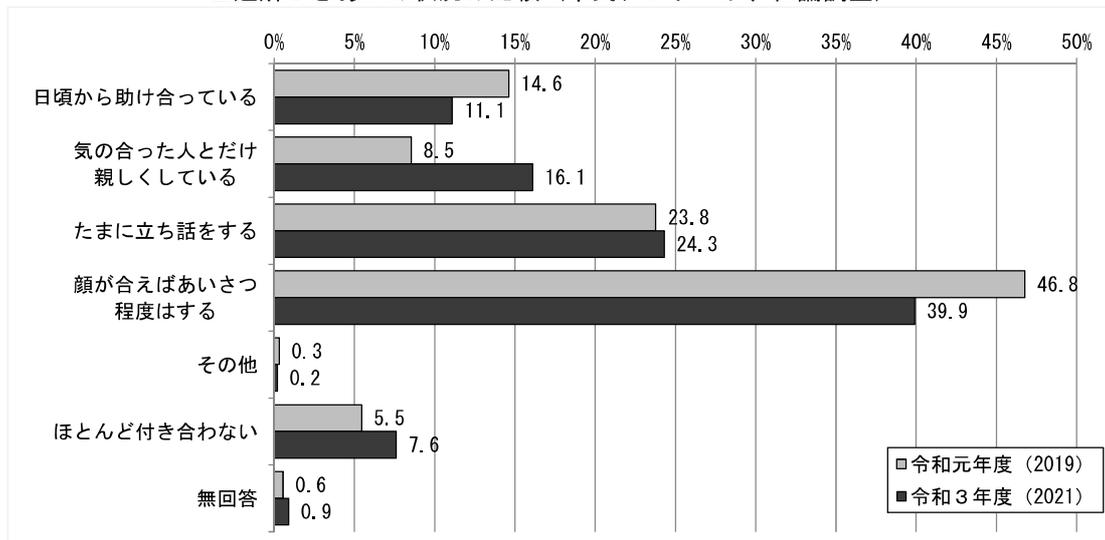
近所とのつきあいについて、「日頃から助け合っている」は10%台で推移しています。その一方で「気の合った人とだけ親しくしている」の割合が低下しており、近所づきあいが次第に希薄化しているとみられます。

■近所づきあいの状況の推移（市民アンケート）



なお、令和元年度の市民アンケートと令和3年度の世論調査（新型コロナウイルス感染症の流行中）を比較すると、最も割合が高い「顔が合えばあいさつ程度はする」が46.8%から39.9%へと6.9ポイント低下しています。それに対して、「気の合った人とだけ親しくしている」は8.5%から16.1%に上昇し、近所づきあいの範囲は狭まっている可能性があります。

■近所づきあいの状況の比較（市民アンケート、世論調査）



地域住民のつながりの希薄化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による近所づきあいの機会の減少が、孤立や引きこもり等の助長につながることを考えられるため、地域における顔の見える関係づくりや地域交流を進める中で地域の絆の再構築に向けた取組が必要です。

2 基本目標の方向性

地域住民同士のつながり、すなわち「絆」を創り、育て、深めていくことを目指します。

そのため、人と人をつなぐスタート地点として、あいさつから始め、関係づくり、地域住民同士の交流促進に向けて、機会の確保を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) 顔の見える関係づくり

市民・団体・事業者等は…

○地域では、顔の見える関係づくりを目指して、住民同士が積極的にあいさつをします。

○自治会の活動や行事への参加、地域での回覧の手渡しなど、顔を合わせる機会を増やします。

行政機関は…

○幼稚園・保育園・認定こども園では、子どもたちにあいさつの大切さを教え、積極的なあいさつの指導を行います。

○小・中学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、PTA・教職員による子どもたちへのあいさつを積極的に行います。

○安心して生活できる地域づくりのため、顔見知りが増える機会を設けます。

(2) 地域交流の促進

市民・団体・事業者等は…

○進んで地域の行事や活動に参加します。

○地域では、体育祭や文化祭、防災訓練等の行事や悠容クラブ（老人クラブ）、ふれあい・いきいきサロン、子ども会等の活動の際には住民に情報を発信し、参加を呼びかけることで、多くの人が集まり、交流できるよう努めます。

○地域の行事には、隣近所や友人同士で誘い合うなど、積極的に参加します。

行政機関は…

○幼稚園・保育園・認定こども園では、地域の社会福祉施設への訪問や園行事に高齢者を招待するなど、子どもと高齢者や障害のある人との交流の場を作ります。

○小・中学校では、ふれあい協力員制度を通して、地域住民の学校行事・授業への参加や登下校の安全確保等への協力等により子どもと地域住民の交流を進めます。

○創作的活動やスポーツ交流を支援し、地域との交流を推進します。

○まちづくりセンター講座を推進し、地域社会での交流を深めます。

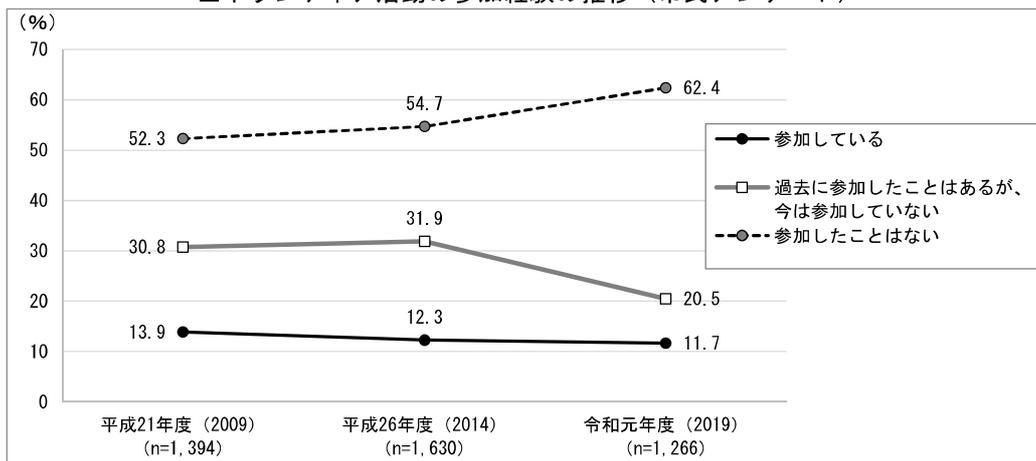
○まちづくり協議会や町内会・区の地域福祉活動を支援します。

第3節 地域福祉の人材を育てましょう

1 現状と課題

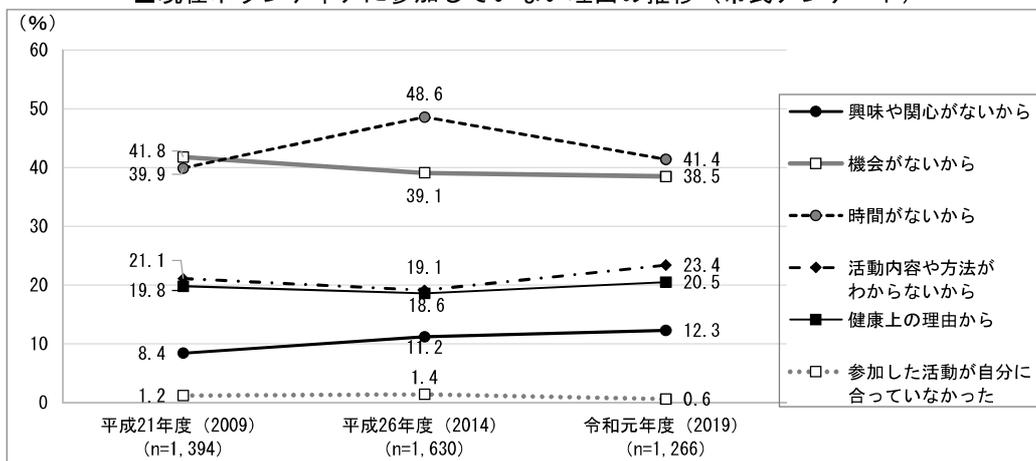
ボランティア活動の参加経験について、「参加している」の割合が横ばいで推移している一方で、「参加したことはない」の割合は上昇しています。

■ ボランティア活動の参加経験の推移（市民アンケート）



ボランティア活動に参加していない理由は「時間がないから」と「機会がないから」の割合が高いものの、その比率は平成26年度調査から低下しています。その一方で、「興味や関心がないから」の割合が徐々に上昇しています。

■ 現在ボランティアに参加していない理由の推移（市民アンケート）



今後は、ボランティア活動への関心を高めるとともに、興味を持つ住民に向けた情報発信や参加しやすい活動内容、運営手法の検討が必要です。

2 基本目標の方向性

地域の中で、住民同士の助け合いを担う「人材」の育成を目指します。
そのため、福祉活動の中心となるリーダーの育成に向けて、就学期から学ぶ機会の確保を図ります。

また、市民が身近な地域で地域活動やボランティア活動を行っている団体やその活動内容等に関心を持ち、参加できるよう、関連する各種情報の発信や学ぶ機会の確保、拡充を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

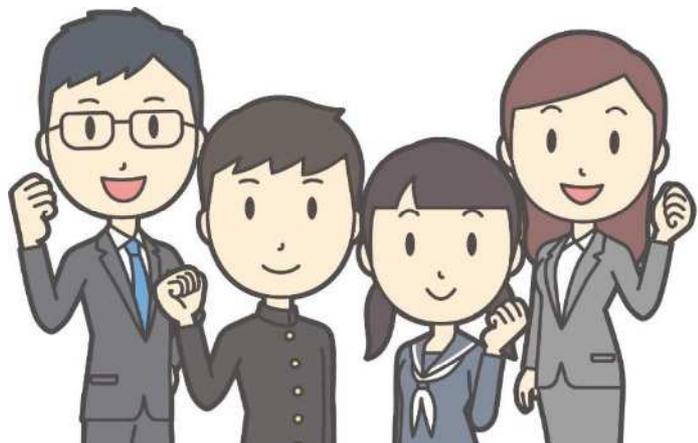
(1) 福祉のリーダーの育成

市民・団体・事業者等は…

- 地域の福祉活動を担えるボランティアやリーダーを目指し、講座や研修に参加します。
- 小・中学校のふれあい協力員として、子どもたちの育成に参加します。
- 学校内外での活動の支援、児童・生徒への教育支援に、可能な範囲で参加します。

行政機関は…

- 講座や研修会の開催や福祉施設での実習により、地域福祉活動を展開できる人材を育成します。
- ボランティアセンター（社会福祉協議会）での各種講座や研修の開催を支援します。



(2) 地域活動、ボランティア活動への参加促進

市民・団体・事業者等は…

- 地域福祉活動に関心を持ち、できる範囲で活動に協力・参加します。
- 幅広い世代に対して、多様な手段を利用して地域福祉活動への参加を呼びかけます。
- 人生経験が豊富な高齢者を中心に、今まで身につけた知識や技術、経験等を地域福祉活動に活かします。
- ボランティアやNPOの活動に関心を持ち、自らも参加します。
- 自分のできることから、ボランティア活動を始めます。
- 仕事や家庭の状況に応じて、可能な範囲で活動への参加を呼びかけます。

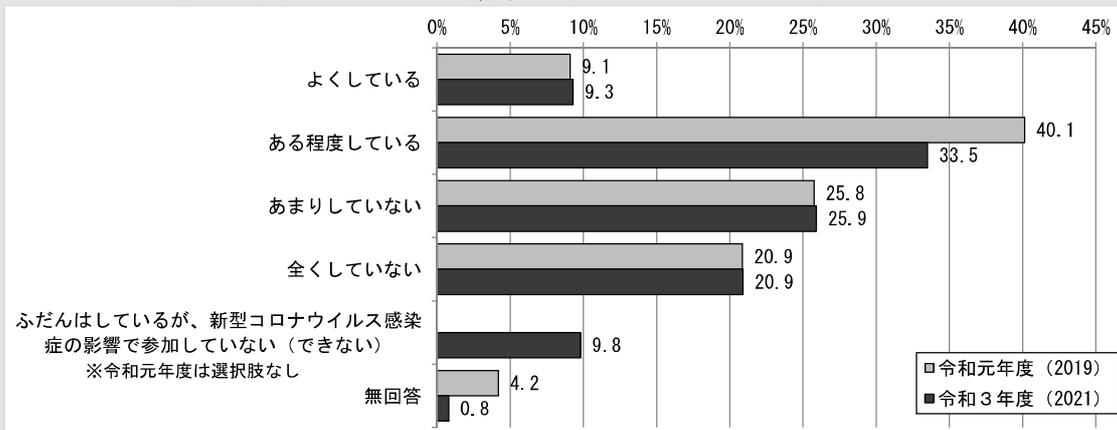
行政機関は…

- 高齢者や障害者の地域活動への参加を促す移動の支援に取り組みます。
- ボランティア経験がある人を増やすため、参加者の募集や育成のための講座開設を行います。
- 子ども会世話人連絡協議会と連携して、インリーダー（小学生）やジュニアリーダー（中高生）を育成します。
- 手話通訳等の専門的な技術を持ったボランティアを養成します。
- 感染症流行時の「新しい生活様式」に対応した、活動方法や感染症対策を検討し、関係団体と共有します。

【参考】

地域活動への参加・協力頻度について、令和元年度の市民アンケートと令和3年度の世論調査を比較すると、「ある程度している」が40.1%から33.5%に低下した一方で、「ふだんはしているが、新型コロナウイルス感染症の影響で参加していない（できない）」が9.8%に上り、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が低下している状況がうかがえます。

■地域活動への参加・協力頻度の比較（市民アンケート、世論調査）



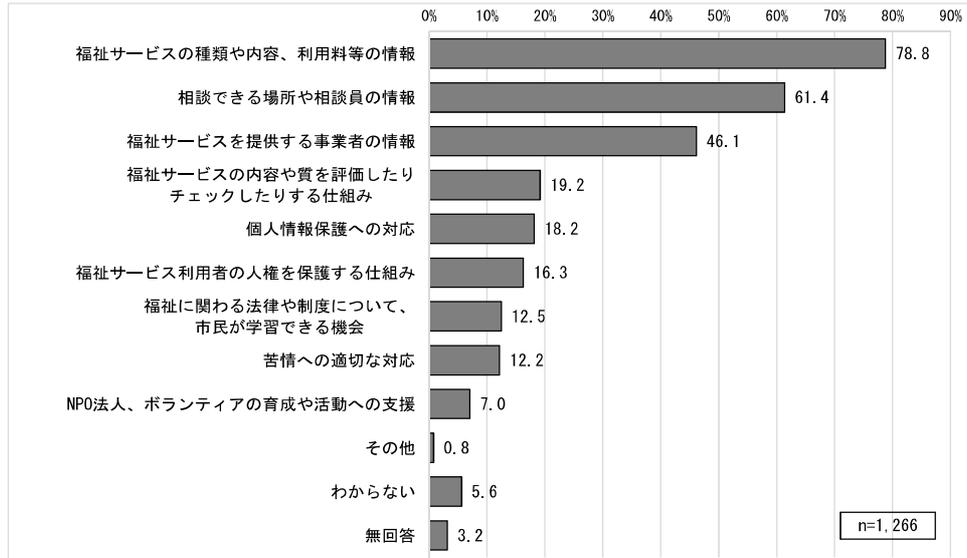
第2章 つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～

第1節 必要なサービス・支援につながりやすくしましょう

1 現状と課題

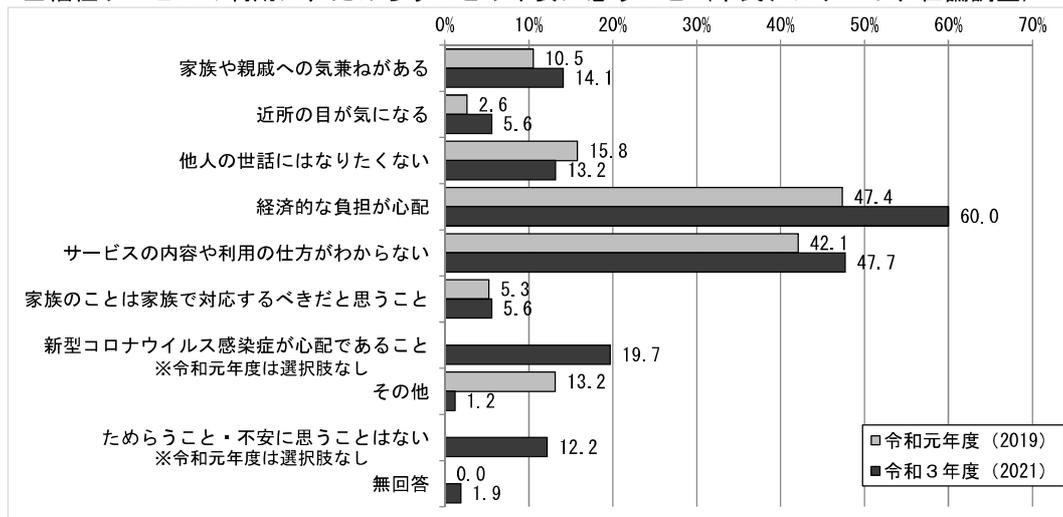
福祉サービスの利用に必要なことについて、「何を利用できるか」、「費用はどの程度必要か」、「どこに相談すればいいか」等の「情報」への期待が多くみられます。

■福祉サービス利用に必要なこと（市民アンケート）



福祉サービス利用へのためらい・不安の理由は、「経済的な負担」や「内容や利用方法が分からない」の回答が多くみられますが、令和元年度の市民アンケートと令和3年度の世論調査を比較すると、特に「経済的な負担」の懸念が高まっているとみられます。

■福祉サービスの利用に、ためらうことや不安に思うこと（市民アンケート、世論調査）



今後は、住民にとって分かりやすく、相談しやすい仕組みづくり、仕組みの充実が必要です。また、支援が必要な人が抵抗なく福祉サービスを利用できるよう、仕組みやアプローチ、内容や費用の情報発信の充実、質の向上が必要です。

2 基本目標の方向性

悩みや困りごとを抱えている市民が必要な支援につながる入り口として、気軽に、遠慮なく「相談」できる体制づくりを目指します。

そのため、相談に抵抗を感じさせず、安心感を持って相談できるよう、身近な相談窓口の情報発信、市や関係機関の連絡体制、支援につなげるための連携や支援の質の向上を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) 相談・連絡しやすい仕組みづくり

市民・団体・事業者等は…

- 支援が必要と思われる人、支援を受けることに抵抗を感じる人がいたら、相談機関へ相談・連絡します。
- 生活課題を家族・個人で抱え込まず、積極的に相談します。
- 地域で生活している人やサービス利用者の変化や異変に気付いたら、関係機関に連絡します。
- 子どもや高齢者、障害者等への虐待、DV等を把握したときは、相談窓口を紹介し、緊急時には市や警察等の関係機関に通報します。
- 虐待や暴力、DV等の被害を受けたときは、市や警察に相談し、自分の身の安全を守ります。

行政機関は…

- 高齢者の抱える様々な問題に、総合的に対応できるよう体制整備に努め、身近な地域で相談に応じられるよう地域包括支援センターと連携します。
- 障害者相談支援事業所では、福祉サービスの利用支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な支援を行います。
- 妊娠・子育てについて、地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での育児相談、子どもの成長の過程における発達相談、保健師等による家庭訪問等によって様々な相談を受けることで、不安の解消を図ります。
- 民生委員・児童委員は、様々な相談を受け、必要な支援機関へつなぎます。
- 健康問題やストレス等の日常生活の相談対応を行うことで、相談しやすい環境づくりと心身に健全な市民生活の推進に努めます。
- 相談・支援を必要とする市民を把握したときは、状況に応じて相談を待つことなく、庁内外の関係機関と連携の上、積極的に情報の把握・支援活動につなげます。
- 外国人市民が相談しやすい窓口の運営に努めます。
- 支援を求める人が相談しやすい環境づくりに努めます。

- 虐待や暴力、DV等に対する知識の普及、防止の啓発を行います。また、これらの事態が発生、または疑われる情報を把握したときは、関係機関と連携して被害者の身の安全の確保を図ります。
- 緊急時には気軽に支援を求められる環境づくりに努めます。
- 働きづらさがある方でも生きがいを持って働くことができるよう、ユニバーサル就労支援センターで就労支援や制度の周知、啓発を行います。
- 家族の世話や介護を行っている児童・生徒（ヤングケアラー）を発見したときは、その状況に応じて適切な支援につなげます。

悩みごとがあるときは、身近な民生委員・児童委員に相談しましょう。

- ・地域で困りごとを抱えている人の情報把握
- ・障害者や高齢者の在宅福祉に関すること
- ・子どもの地域福祉に関すること
- ・子どもの教育、学校生活に関すること
- ・家族関係
- ・生活の相談 等



(2) サービス利用に関する情報提供

市民・団体・事業者等は…

- 広報紙や回覧等をよく読み、関心を持って情報を得るようにします。
- サービスを必要と思われる人、支援を受けることに抵抗を感じる人に対して、知っている情報を提供したり、支援の必要性を伝えたりするなど、サービス利用に向けて話し合います。

行政機関は…

- 高齢者や障害者、子育て世帯への支援に関連するそれぞれの福祉サービスについて、利用方法や施設情報等を掲載した冊子（パンフレットや利用の手引き等）を発行し、サービス利用者や関係者へ配布します。
- ウェブサイト・SNS・Radio-f・広報紙等の活用により、高齢者や障害者、子育て世帯への支援に関連する福祉に関するサービス、施設情報やその他各種の情報提供を行います。
- 年齢や障害の有無等に関係なく、提供されている情報を利用できるよう、分かりやすいウェブサイトの構築・運用を進めます。
- 日本語に不慣れな市民のために、やさしい日本語や多言語によるウェブサイト等を設け、住まい、教育、年金、医療等の生活情報の提供を行います。

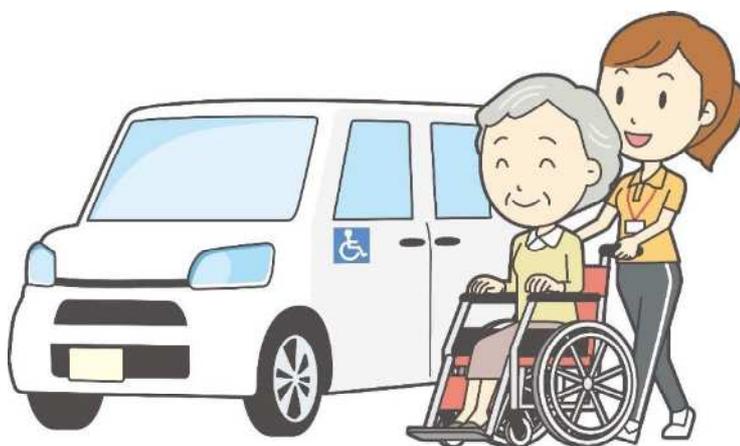
(3) サービスの質の向上

市民・団体・事業者等は…

- 利用しているサービスで改善が必要なことや不足していることに気付いたら、市やサービス提供事業者に対して、その内容を伝えます。
- 福祉専門職やサービス提供事業者は、関係する会議や研修会に積極的に参加し、知識・技術の向上に努めます。
- 福祉サービス事業者は、利用者からの意見や苦情を受け付け、適切な解決とともに必要に応じてサービスの改善を行います。

行政機関は…

- 関係団体と連携した研修・講座等を開催し、福祉サービス事業者の資質向上を図ります。
- 福祉サービス事業者、利用者の家族、地域住民等との連携を進め、サービスの質が向上するよう支援します。
- 利用者の相談・苦情に対する適切な対応や解決を図るため、福祉サービス事業者の苦情相談体制について指導します。
- 市の相談窓口において、苦情解決が図られるように関係機関と連携しながら対応します。
- 市民意見を収集し、反映させることで改善を図ります。
- 介護、障害福祉施設に対し、適切な運営を促すとともに、感染症対策等を踏まえた安全確保についても助言や支援を行います。

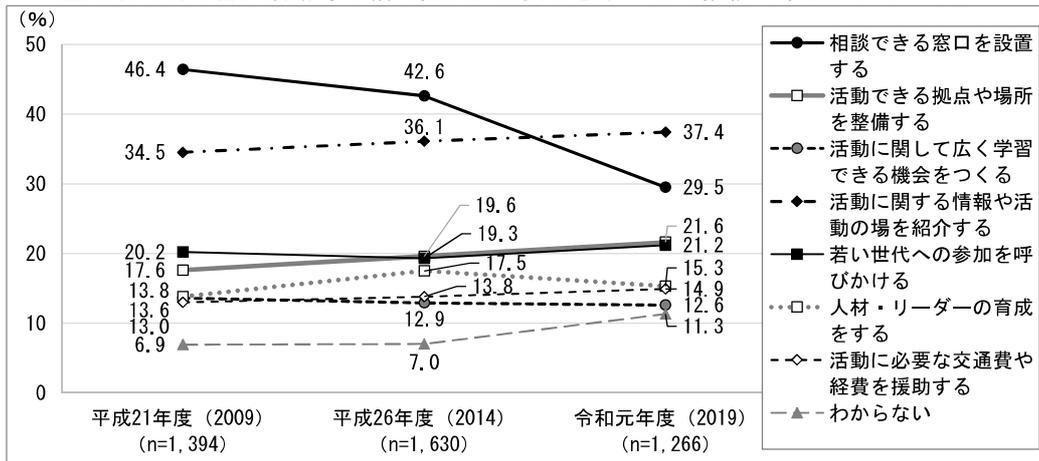


第2節 住民同士が支えあえるまちにしましょう

1 現状と課題

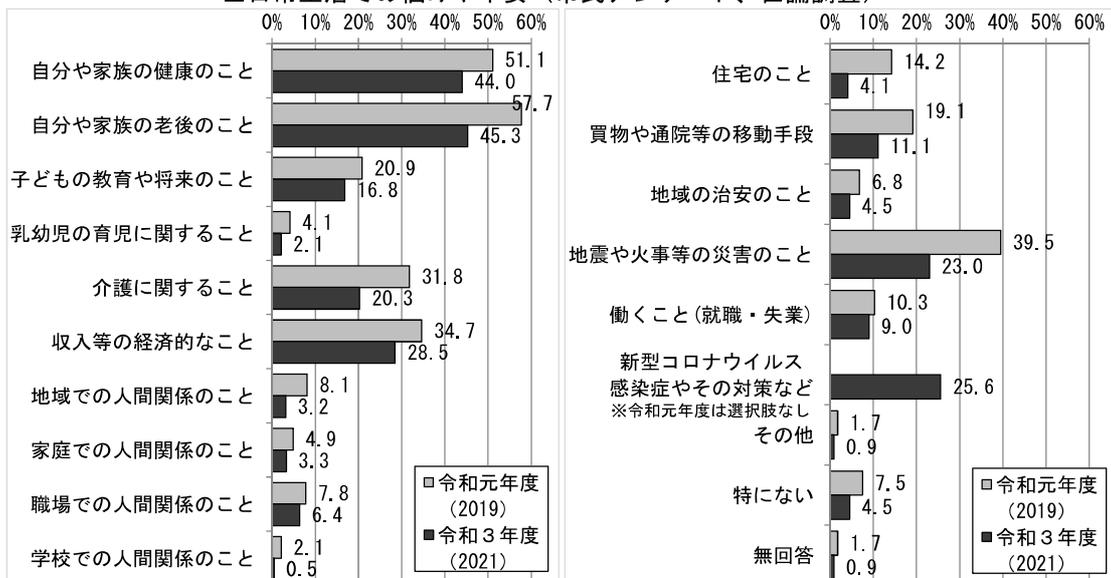
地域の助け合い活動等の輪の拡大に向けて、これまで割合が最も高かった「相談できる窓口を設置する」が低下し、令和元年度調査では「活動に関する情報や活動の場を紹介する」の割合が高くなっています。

■地域の助け合い活動等の輪の拡大に必要なと思うことの推移（市民アンケート）



日常生活での悩みについて「自分や家族の健康のこと」や「自分や家族の老後のこと」の回答が多くみられます。令和元年度の市民アンケートと令和3年度の世論調査を比較すると、多くの項目で割合が低下し、「新型コロナウイルス感染症やその対策など」が1/4程度を占めています。

■日常生活での悩みや不安（市民アンケート、世論調査）



今後は、地域の助け合い活動への参加を促進するため、活動内容や場所の情報発信の充実が必要です。また、様々な悩みや不安を抱えた方々への支援等について、意識の向上、活動の促進が必要です。

2 基本目標の方向性

公的な支援だけではなく、身近で同じ目線で助け合える地域住民同士の「共助」が浸透し、深まることを目指します。

そのため、近所づきあいを大切にし、共に助け合える関係を作ること、支えあいのための地域での体制・仕組みや共助をバックアップする福祉活動の育成、気軽に集える場の確保と拡大、平常時だけではなく災害時でも助け合える協力体制の確保、充実を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) 支援・手助けが必要な人の把握と住民同士の支え合いの充実

市民・団体・事業者等は…

- 日頃からの隣近所とのつきあいを大切にし、支援が必要な人がいないか、気にかけてみます。
- 支援が必要と思われる人と隣近所とのつきあいを大切にします。
- 支援や見守りが必要な人は、自分から助けを求めることができる関係を作り、隣近所や地域とのつながりを持ちます。
- 地域住民が主体となって、あいさつや服装、洗濯物等を気にかけて、様子がおかしいと思ったら市や警察に連絡します。
- 日頃からあいさつや声かけを行い、支援が必要な人を見守ります。

行政機関は…

- 支援が必要な家庭の見守り体制の構築に努めます。
- 日常生活の中で生じる異変に、気付ける体制の整備に努めます。
- 徘徊者の把握のため、デジタル技術を活用した機器の活用を促進します。
- 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、高齢者地域支援窓口等の各種窓口、電話相談など、多様な相談方法があることを啓発・情報発信します。
- 手話通訳等の専門的な技術を持ったボランティアを養成します。(再掲)
- 福祉団体活動室(フィランセ内)や市民活動センターの利用を促進します。また、NPO 法人の設立や運営に関する講座や相談業務等を行います。
- ボランティア活動や地域での活動に、安心して参加できるよう努めます。
- 支援を必要とする様々な人を支えるサポーター制度等の仕組みづくりに努めます。
- ボランティアセンター(社会福祉協議会)の運営に対して支援を行います。

(2) 居場所づくりの推進

市民・団体・事業者等は…

- 地域にある公会堂や社会福祉施設、空き家や商店街の空き店舗等を活かし、地域交流の場として、積極的に利用します。
- 交流の場の開催場所や時間、内容等の情報交換をします。

行政機関は…

- 社会福祉センター等の運営や地域への施設開放により、生きがい・活動の場づくりを支援します。
- 老後の生活を豊かに、生きがいを生み出すことができるよう、悠容クラブ（老人クラブ）活動を支援し、地域社会への参加を推進します。
- 子育て中の親と子ども両方の支援を進めるため、子育て支援センターの運営や子どもの居場所の確保、学習支援に取り組みます。
- 地域の活動の場である、公会堂の整備に対して助成を行います。
- 障害児者と介護する家族の支援を進めるため、居場所の確保や介護する家族の支援に取り組みます。

(3) 災害時の協力体制の充実

市民・団体・事業者等は…

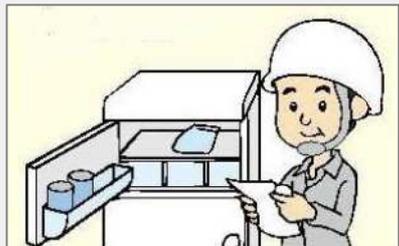
- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加します。
- 日頃から地域の行事等を通じて交流を図り、顔の見える関係を作ります。また、災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）の仕組みを利用して、日頃から隣近所とのつきあいを大切にします。
- 地域や学校、職場等で開催される防災講座、防災学習等に積極的に参加や協力をし、自分自身と身近な人の安全を守る知識と意識を高めます。
- 福祉サービス事業所や各種法人において、災害発生時に被災者や避難者を受け入れるための体制の整備に努めます。
- 災害時に、支援が必要な人（避難行動要支援者）を把握し、安否確認や避難誘導の方法、必要な器具など、災害発生時に取るべき行動、配慮すべきことをあらかじめ確認します。
- 避難情報発令時や災害発生時には、地域で把握している避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行います。
- ハザードマップを活用して自宅付近の災害危険性を知り、大雨時のマイタイムラインを作成するなど平時から災害への備えを進めます。

災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）とは…

体の状態、かかりつけの医療機関や服薬内容、緊急連絡先等を記入した災害・緊急支援情報カードを専用の保管容器に入れ、冷蔵庫で保管します。

災害時や救急時等の緊急時には、救急隊や地域の支援者等が、災害支援キットの情報を確認し、救急活動や被災後の生活支援等に活用します。

また、平常時における見守り活動においても活用できます。



救急時に…



災害時に…



見守り活動に…

行政機関は…

- 避難行動要支援者本人や家族、支援者となる自主防災組織や介護事業者が災害リスクを把握し、適切な避難行動が取れるよう、防災講座を実施するなど啓発を行います。
- 災害時の避難行動要支援者名簿を整備し、地域、福祉団体、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等と協力して、発災時に速やかに支援を受けられるよう、体制の構築に努めます。
- 要配慮者の把握及び見守り体制構築のため、災害支援キットの普及・啓発を進めます。
- 要配慮者の状態に応じて、避難生活に必要な配慮をした福祉避難所の確保・整備に努めます。
- 避難生活において、女性や子ども等の安全やプライバシーの確保に配慮した避難所運営に努めます。
- 社会福祉協議会や災害ボランティア連絡会と連携し、富士市災害ボランティアセンターの運営体制を整備します。
- 地域での防災訓練を推進し、防災意識を高めます。
- 社会福祉センター等の福祉施設について、災害に応じた柔軟な利用に努めます。
- 避難行動要支援者の支援は、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職と協力して、災害時の個別避難計画策定を推進します。

【見守りのポイント】

近所で、以下のようなことに気づいたら、声をかけたり、身近な民生委員・児童委員に相談しましょう。

①顔を見せない

以前は、頻繁にあるいは定期的に姿を見せていた方が、悠容クラブ（老人クラブ）や町内会・区の活動、趣味の集まり、病院・診療所等に、急に現れなくなったら、何らかの危険の兆しがあります。

②毎日同じ服装／季節に合わない服装

特に、子どもや高齢者が、毎日同じ服装をしていたり、季節に合わない服装をしている場合があります。家族に衣類を洗ってもらえない、買ってもらえないなどのネグレクト（育児放棄、監護放棄）の可能性があります。

③洗濯物

ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫妻宅など、心配のあるお宅で、洗濯物が夜になっても干したままだったり、逆に天気が良いのに3日も4日も続けて洗濯物が干されていない場合は、何らかの異変が発生している可能性があります。



④屋内の電灯

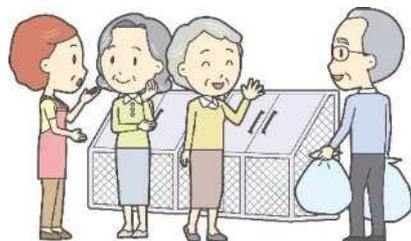
日が暮れてから、幾晩も続けて電灯がついていなければ、何らかの異変が発生している可能性があります。

⑤窓・カーテンの開けっ放し／閉めっぱなし

人が住んでいたり、以前は窓やカーテンの開け閉めがみられた住宅で、開けっ放し、または、締めっぱなしの状態が何日も続くようであれば、お住まいの方が倒れている可能性があります。

⑥ごみ出し

ごみの回収の時刻は早朝ですが、近所の方と普段からコミュニケーションを取るように心がけておけば、例えば「このごろ、ごみを出さなくなっただですよ」と最近の様子を教えてくださいることができます。



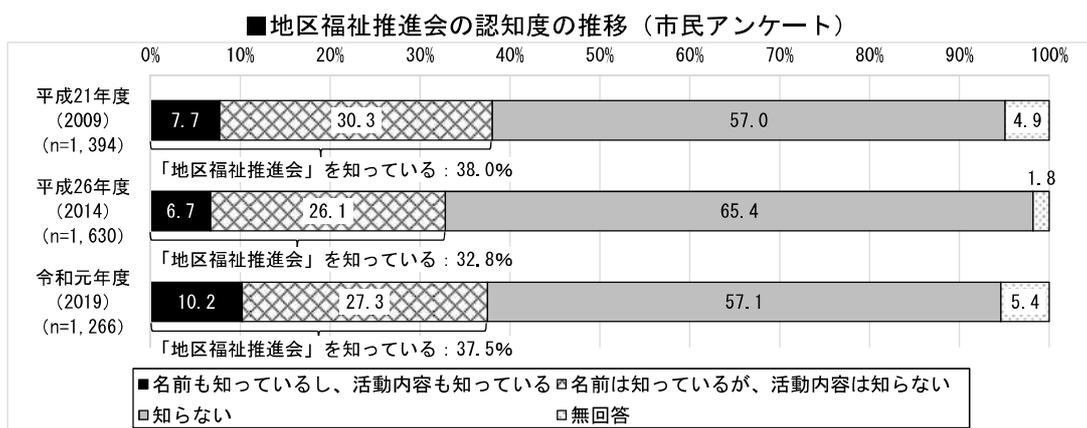
⑦新聞受け、郵便受け

新聞受けや郵便入れに、新聞や郵便物、宅配便の不在票がたまっていたら、屋内で何らかの異変が発生している可能性があります。（ただし、泊まりがけで旅行に出かけて、単なる留守というケースもあります。）

第3節 地域（圏域）に合わせた取組を進めましょう

1 現状と課題

地域ごとの高齢化率や生活環境に応じた支援が求められる中、代表的な地域の福祉団体として、市内26地区（概ね小学校区単位）において福祉活動を行う「地区福祉推進会」があります。しかし、市民アンケートによる認知度の推移からは、団体に対する理解が進んでいるとはいえません。



今後は、それぞれの地区の状況に応じた支援を行う必要があります。また、地域住民の福祉団体への理解と参加促進が必要です。

2 基本目標の方向性

市内各地域での活動の主体となる福祉団体の活動支援を行います。
 また、地域住民には、それぞれの活動に対する理解と参加を促進し、活動の活性化につなげていきます。

3 今後の主体別の取組

（1）地域の団体による福祉活動の推進

市民・団体・事業者等は…

- 地域の福祉団体の活動を理解し、積極的に参加します。
- それぞれの団体が、連携しながら活動の中心としてリーダーシップを発揮し、地域の福祉の担い手として活動します。（まちづくり協議会、地区福祉推進会、地区民生委員児童委員協議会、悠容クラブ（老人クラブ）など）
- 地域の中で、住民同士の助け合い・支え合い活動を一緒に考え、支援につなげられるよう住民主体の地域活動に参加します。

行政機関は…

- 社会福祉協議会と連携して地区福祉推進会の活動を支援します。
- 民生委員児童委員協議会、悠容クラブ（老人クラブ）等の諸団体の活動を支援します。
- 生活の中の困りごとに対し、住民が主導的に行う地域の支え合い活動に向けた話し合い、仕組みづくり等を支援します。

【地区福祉推進会の取組紹介】

地区福祉推進会は、本市の特徴的な取組であり、昭和 63 年に富士南地区で発足した後に、26 地区（概ね小学校区単位）で活動を行っております。それぞれの地区の取組については以下のとおりです。

東部圏域

須 津

発足：平成 4 年 2 月 25 日
 主な活動：「シルバーウィークふれあい訪問」「サロン活性化事業」「ホットひといき広場」他

- できることから取り組み、実施することが基本。現在の活動を充実するとともに、ふれあい・いきいきサロンの活動強化等新しい視点にも取り組みたい。



浮 島

発足：平成 8 年 6 月 27 日
 主な活動：「愛の声かけ訪問」「ふれあい交流」「小学生見守り」他

- 高齢化率の高い地区です。三世代で「思いやり」「たすけあい」の心を大切に、福祉のまちづくりを推進していきます。



元 吉 原

発足：平成 9 年 9 月 9 日
 主な活動：「ふれあい配食」「認知症研修」「親子ふれあい事業」他

- 市内でも高齢化率の高い地区として「老いても健康で安心して暮らせる元吉原に」をモットーに見守り活動や思いやりの心を広げていきます。



吉原中部圏域

神 戸

発足：平成 13 年 9 月 18 日
 主な活動：「ふれあい訪問」「福祉体験」「研修会」他

- 隣近所のつき合いを深めるために「あいさつ」や「見守り」等を行い各種団体とも連携しながら地域性にあつた活動を進めます。



原 田

発足：平成 8 年 8 月 21 日
 主な活動：「市民ふれあいバンクお仕事体験」「ふれあい配食」「まゆ玉づくり」他

- 地域の情報を共有し、福祉についての理解を深める活動を重点に、その活動の輪を広げ、誰もが健康で安心して暮らせる原田を築く。



吉 永

発足：平成元年 9 月 25 日
 主な活動：「愛の家庭訪問」「ふれあい歌声喫茶」「福祉講演会」

- 要援護者の方への見守りネットワーク活動など、日常的な活動を行い、ふれあいのあるまちづくりを目指しています。



富士見台

発足：平成元年 5 月 18 日
 主な活動：「ふれあい交流会」「ぼらんていあスクール」「ふるさと伝承」他

- ふれあいや見守り、子どもの思いやりの心を育む福祉活動を通じて、みんなで支え合い、つながりを絶やさない安心なまちを目指します。



吉 永 北

発足：平成 15 年 5 月 14 日
 主な活動：「ふれあい配食」「小学生との交流」「サロンとの交流」他

- 高齢者をいたわり、過ごしやすい地域を作るため、各種団体と連携しながら小学生等とも交流を図り福祉への理解を広めたい。



北部圏域

大 淵

発足：平成 16 年 5 月 27 日
 主な活動：「ふれあい活動」「こえかけ運動」「広報紙の発行」他

- 高齢者が安心して暮らせるよう、「こえかけ運動」を広めながら時代に合ったふれあい活動に取り組み、災害に強い地域を目指します。



青 葉 台

発足：平成 13 年 6 月 2 日
 主な活動：「ふれあい配食」「防災グッズ配布」「クリーン&ウォッチャー活動」他

- 子どもからお年寄りまで参加できる活動を展開し「福祉を考える」地域性を育みながら安心で安全な住みよい地域づくりを進めています。



広 見

発足：平成 14 年 7 月 1 日
 主な活動：「小学生見守り」「ふれあい訪問」「サロン交流会」他

- 地域住民が求める福祉とは？周囲の人たちの声に耳を傾け、地域の施設や団体と協力しながら活動の輪を広げていきます。



鷹岡圏域

鷹 岡

発足：平成 10 年 9 月 9 日
 主な活動：「ふれあい訪問」「三世代交流会」「ふれあいの集い」他

- 住民が何を望んでいるかという地域のニーズを把握し、地域にあった活動を展開していきます。



天 間

発足：平成 2 年 7 月 28 日
 主な活動：「親子福祉映画会」「住民福祉講座」「七五三奉納福祉相撲大会」他

- 子どもから高齢者まで福祉の輪を広げると共に、地域に根ざした福祉活動を展開していきます。



丘

発足：平成 7 年 5 月 8 日
 主な活動：「三世代交流七夕まつり」「高齢者支援事業」「福祉施設との交流」

- 平成 7 年に発足してから福祉の重要性を実感しています。笑顔を忘れず語らいのある地域活動を進めています。



吉原西部圏域

吉 原

発足：平成 12 年 7 月 28 日
 主な活動：「広報紙の発行」「絵手紙慰問」「ふれあい昼食会」他

- 住民が推進会に対して何を望んでいるかを十分理解した上で、吉原地区にあった活動を展開していきます。



今 泉

発足：平成元年 8 月 7 日
 主な活動：「ふれあい訪問」「中学生福祉体験」「ちびっくらんど」他

- 「子どもたちとお年寄りを包みこむような今泉地区を作りましょう」をテーマとして、様々なふれあい交流の事業を実施しています。



伝 法

発足：平成 11 年 2 月 22 日
 主な活動：「中学生福祉体験」「ふれあい交流」「ふれあい配食」他

- 地域の方々に福祉を啓発するとともに、地域の実状を把握し活動につなげていきます。



富士北部圏域

岩 松

発足：平成5年3月2日

主な活動：「高齢者の見守り」「児童クラブとの交流」「高齢者支援事業」他

- 少子化・高齢社会に突入した現在、推進会に課せられた期待は大きい。啓発活動を重点的に行っていきます。



富士駅北

発足：平成11年3月17日

主な活動：「地域における見守り事業」「絵手紙訪問」「福祉講演会」他

- 富士地区の中でも中央に位置し、駅北1区と2区の広い範囲で地域ニーズは多様化しています。啓発活動と合わせ、見守り活動にも力を入れ、支え合いのあふれる地域を目指して活動を展開します。



岩松北

発足：平成13年5月30日

主な活動：「梅まつり福祉バス」「高齢者支援事業」「福祉バザール」他

- 若い世帯が多い中、ひとり暮らし高齢者も増加してきています。その中で、見守りや声かけを中心とした福祉活動を展開し、安心して暮らせる岩北に努めていきます。



富士北

発足：平成16年4月16日

主な活動：「ふれあい配食」「声かけネット」「グランドゴルフ交流会」他

- 世代を超えた交流活動などにも取り組みながら、各種団体と連携して「顔の見える関係づくり」を図っていきます。



富士南部圏域

富士駅南

発足：平成11年3月17日

主な活動：「福祉フェスティバル」「うたのひろば」「福祉講演会」

- いきいきと安心して暮らせる支え合いの地域を創るために、地域を巻き込んだ公会堂単位の住民福祉ネットワーク活動を中心に小地域での活動を充実していきます。



富士南

発足：昭和63年12月13日

主な活動：「ふれあい昼食会」「地域見守り活動」「学校行事等への協力」他

- 少子高齢化が進む中、「安心して暮らせる地域」を目指して、やりがいと喜びが実感できる活動を、出前中心で行っていきます。



田子浦

発足：平成13年2月7日

主な活動：「ふれあい配食」「高齢者見守り訪問」「広報紙の発行」他

- 地域団体や推進会に登録していただいているボランティアさんの協力を得ながら、隣近所が日常的なつながりのある住みよい地域づくりを進めます。



富士川圏域

富士川

発足：平成21年5月26日

主な活動：「富士川一中交流事業」「サロンへの支援」「福祉委員の支援」他

- 福祉委員を中心に、サロン会の運営や見守りなど、地域に根ざした福祉活動に取り組み、支え合いとつながりを大切にしたいまちづくりを目指します。



松 野

発足：平成21年5月30日

主な活動：「福祉委員研修」「福祉会サポート」「サロン活動支援」

- 各区の特性を活かした9支部の活動を大切にしながら、見守り活動を意識した全体研修を継続していきます。



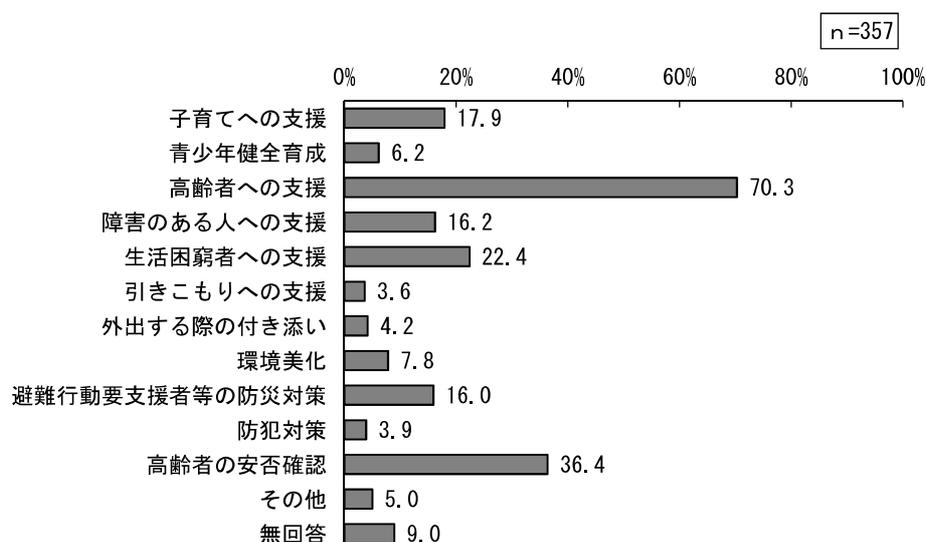
第3章 きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～

第1節 様々な人を支えるセーフティネットを構築しましょう

1 現状と課題

市民から依頼されることとして多いことは、「高齢者への支援」や「高齢者の安否確認」など、高齢者に関する回答が多くみられます。また、その他の項目も一定数の回答がみられ、多くの市民が様々な悩み事を抱えながら生活しているとみられます。

■市民から依頼されること（民生委員・児童委員、主任児童委員調査）



本市では、平成29年度から障害や生活困窮など、様々な理由により働きたくても働くことのできない状態にある人が、その個性や意欲に応じて仕事や社会経済活動に参加できる「ユニバーサル就労」の支援を進めています。また、令和2年度には相談窓口・支援機能を再編して、ユニバーサル就労支援センター（相談支援グループ）機能を強化しました。

今後も、支援が必要な住民、世帯を把握し、状況に応じた適切な支援につなげるとともに、地域福祉を担う事業者、人材の確保育成が必要です。

2 基本目標の方向性

支援を必要としている市民を把握し、支援につなげるための「セーフティネット」の構築、充実を目指します。

そのため、支援を必要としている市民、特に潜在的な支援対象者の把握に努めるとともに、関係機関との連携体制の構築・充実、公的な制度を活用した支援を推進します。また、支援を担う福祉専門職等の人材の確保・育成を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) 潜在的な支援対象者の把握

市民・団体・事業者等は…

- 日頃からの隣近所とのつきあいを大切にし、支援が必要な人がいないか、気にかけてみます。(再掲)
- 支援が必要と思われる人、支援を受けることに抵抗を感じる人がいたら、相談機関へ相談・連絡します。(再掲)

行政機関は…

- 「富士市子どもの未来サポートプラン」に基づき、生活が困難な家庭の子どもを早期に発見し、適切な支援につなげます。
- 生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」や「住居確保給付金の支給」をはじめ、「一時生活支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」、「こどもの学習・生活支援事業」を一体的に実施します。
- 民生委員・児童委員が身近な相談者として必要な知識を学べるように研修等を行います。
- 民生委員・児童委員の活動に必要な情報提供等を行います。
- 支援を必要とする人を支援している家族の負担軽減に努めます。
- 支援を必要とする人の自立を助ける取組を推進します。
- 在宅高齢者実態調査を行い、高齢者世帯の状況把握に努めます。

(2) 様々な制度、福祉ネットワークを活用した支援の推進

市民・団体・事業者等は…

- 地域福祉活動に関心を持ち、できる範囲で活動に協力・参加します。(再掲)
- ボランティアセンター(社会福祉協議会)や市民活動センター等を利用し、積極的に情報を収集します。
- 知人、近隣住民の困りごとを把握したときは、必要に応じて民生委員・児童委員や市、社会福祉協議会の窓口にご相談するよう勧めます。

行政機関は…

- 様々な分野の施策と連動し、支援を必要とする人の把握に努めます。
- 子どもや子育て世帯、高齢者、障害者など、必要に応じ、連携して支援を行います。
- 富士市成年後見支援センターでは、認知症や知的障害がある人等で、判断能力が十分でない人が、安心して生活できるように、成年後見制度に関する相談や制度の利用支援を行います。また、成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見制度講演会を開催するなど、制度についての広報及び啓発活動を行うとともに、市民後見人を養成するための研修を開催します。
- 高齢者や障害のある人等の消費者被害を減らすため、消費生活センターの充実を図り、相談・啓発活動を強化します。
- 要配慮者の把握及び見守り体制構築のため、災害・緊急支援情報キット(災害支援キット)の普及・啓発に努めます。(再掲)
- 地域で活動している団体・組織や関係機関との連携・活動支援を図ります。
- 地域組織や関係機関との情報交換や協働の機会を設けるなど、福祉のネットワークの充実に努めます。
- 様々な窓口(保健・市営住宅・学校等)と連携し、「心配な人」を相談につなげるよう、幅広く連携強化を図ります。
- ユニバーサル就労の取組により、協力企業と連携しながら働きづらさを抱えている人を就労につなぐための支援を進めます。

(3) 福祉専門職の確保・育成

市民・団体・事業者等は…

- 福祉サービス事業者等は、地域の福祉サービス提供に必要な人材の確保、育成に努めます。

行政機関は…

- 地域に必要な専門職の確保に向けて、事業者等の人材育成支援や市内事業者のPRの支援等に努めます。

第2節 住みやすいまちをつくりましょう

1 現状と課題

市民や市内活動団体、民生委員・児童委員の各調査の自由意見において、「地域と医療機関や商業施設を結ぶ路線バス」や「自動車運転免許返納に対応するためのバス、タクシー等の利用補助」といった移動支援に関する意見や「歩道の整備」、「道路や施設、店舗の段差の解消」等の施設整備の意見など、ソフト・ハード両面からの生活環境の整備について期待が寄せられています。

また、障害や病気、セクシュアル・マイノリティー、子ども連れなど、同じ住民であり、ともに助け合う仲間として、心の中のバリアのない社会づくりが必要です。

2 基本目標の方向性

多くの市民が暮らしやすい地域とするため、ソフト・ハードの両面から「住みやすいまちづくり」を目指します。

そのため、道路設備の改善や修繕、公共交通機関の改善・充実を進めていきます。また、施設だけではなく、市民の心の中にバリアを持たない「心のユニバーサルデザイン」の啓発・情報発信を進めていきます。

3 今後の主体別の取組

(1) ユニバーサルデザインのまちづくり

市民・団体・事業者等は…

- 道路等の危険箇所や壊れた箇所を見つけたら市に連絡します。
- 新しく施設・設備を作るときは、ユニバーサルデザインのルールに基づきます。

行政機関は…

- 誰もが快適で利用しやすい都市空間の形成に向けて、バリアフリー法に基づき、公安委員会や公共交通事業者等との連携を取りながら、市内のバリアフリー化を進めます。
- 不特定多数の市民が利用する公共及び民間の建築物、道路、公園等の施設については、「静岡県福祉のまちづくり条例」に基づいた整備を進めます。
- 高齢者や障害のある人が安心して生活できるまちづくりを進めます。
- 高齢者や障害のある人等が安全に安心して通行できる歩行者空間創出に努めます。
- 障害等により、単独では外出が困難な方に対する福祉輸送サービスの確保を図ります。
- だれもが安心して暮らせるまちの実現に向け、支援を充実させます。

(2) 気軽に利用できる交通体系の充実

市民・団体・事業者等は…

- 公共交通への関心、理解を深めるとともに、自動車の過度な利用を控え、公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。
- 公共交通について、利便性の向上や不便の解消のための取組に協力します。

行政機関は…

- 地域で自立して生活が送れるよう、地域との協働のもと、それぞれの地域の実情に適した公共交通システムの構築を図ります。
- 公共交通事業者へ不採算路線に対する補助金等の支援を行い、既存路線の維持・確保に努めます。
- 障害者や高齢者を中心に、誰もが気軽に外出できるよう移送、外出支援の提供体制、経済的な支援の充実に努めます。

(3) 心のユニバーサルデザインの推進

市民・団体・事業者等は…

- 障害の有無や年齢、性別、性的指向、出身等にとらわれず、誰もが住みやすい地域づくりのため、「心のユニバーサルデザイン」の意識を持ちます。
- 困っている高齢者や障害のある人等を見かけたら、積極的に手助けします。
- みんなが同じ地域住民として相手の立場に立ち、人を差別せずに対等な意識を持って接します。
- 電車やバスで席をゆずるなど、妊婦や子ども連れ、高齢者や障害者等に優しくします。

行政機関は…

- 支えあい助け合いの意識の向上を進め、心のユニバーサルデザインについて啓発します。
- 外国人、セクシュアル・マイノリティーの人が、一人の住民として暮らしやすくなる仕組みや制度を構築します。
- 障害者に対して合理的な配慮をし、差別解消に向けた取組を充実させていきます。

【心のユニバーサルデザインとは】

『相手の立場に立って、思いやりのある行動をすることです。』

①車いすを使っている人

障害により歩行が困難な人、高齢で足腰が弱い人、一時的にけがをしている人など、どのような身体状況であるかは人によって様々です。

このような人は、少しの段差や隙間がバリアになったり、高いところに手が届かないことがあるので、すすんで声かけやサポートをしましょう。



②目が不自由な人

全く見えない人、光だけ感じる人、視界の中心だけ見えない人、視界が狭い人、色の区別がつきにくい人など、見え方は人によって様々です。

このような人は、道路上の障害物に気付かずにぶつかったり、青信号になっても分からないことがあるので、すすんで声かけやサポートをしましょう。

③耳が不自由な人

全く聞こえない人、聞こえにくい人など、聞こえ方は人によって様々です。また、外見からは分かりにくい障害です。手話ができなくても様々な方法でコミュニケーションを取りましょう。

このような人は、後ろから声をかけても気付くことができません。また、音声放送だけでは情報が伝わりません。そのため、スマートフォンや筆談で情報を文字にして伝えましょう。



④補助犬を連れた人

「身体障害者補助犬」は障害のある人の大切なパートナーです。公共施設、公共交通機関、飲食店、病院、ホテル等への同伴が法律で認められています。

⑤いろいろな性

自分の性に違和感がなく、異性を好きになる人だけではありません。

多様な性や個性に対する理解を深め、その人らしいあり方を尊重しましょう。

⑥内部障害のある人

心臓、腎臓等の臓器や免疫といった、体の内部にある機能に障害がある人がいます。外見からは分かりにくい障害です。多くの人は、ヘルプマークを付けています。

このような人は、疲れやすく、立っているのが困難な人もいるので、席をゆずったり、声をかけましょう。

ヘルプマーク



⑦高齢の人

年を取ると、足腰が弱くなり、歩くことや動くことが大変になる人がいます。目が見えにくくなったり、耳が聞こえにくくなったり、物忘れが起きることもあります。

このような人は、声が聞き取りづらかったり、動作や行動がゆっくりになるので、はっきりした声でいねいに話しましょう。

⑧妊娠している人、赤ちゃんを連れた人

妊娠中、お腹が大きくなると、体のバランスが取りにくくなります。また、お腹が目立たない妊婦さんも、周囲の人につわり等のつらさが分かってもらえないといった悩みがあります。多くの人は、マタニティマークを付けています。

妊婦さんは、少しの移動も大変なので、電車やバス内では席をゆずりましょう。

赤ちゃんが病院や電車、バスの中で泣いているときは、お母さんも精神的に余裕が持てなくなります。一緒に優しく見守りましょう。

マタニティマーク



⑨外国の人

日本に住む外国人、観光に訪れる外国人が増えています。お互いに言葉や文化、生活習慣等の違いを理解し合いましょう。

日本語が分からない外国の人は、外国語の案内や情報がないと迷ってしまうので、コミュニケーション支援ボード等を活用して、話してみましょう。

このほか、知的障害や発達障害など、人それぞれ特徴・課題を抱えながら生活している人がいます。その人の状況に応じた支援をしましょう。

出典：「学ぼう！心のユニバーサルデザイン」（静岡県）を参考に作成

第3節 福祉計画の進行管理と評価をしましょう

1 現状と課題

地域福祉分野の取組を進めていくためには、計画の進捗状況を定期的に把握し、評価を行う必要があります。現在、本計画の進行・評価に当たっては「富士市福祉計画推進会議」において、意見を聴取することにより行っています。

今後も、地域福祉の推進、地域共生社会の構築・深化に向けて、本計画や関連する福祉計画の点検・評価を行う必要があります。

2 基本目標の方向性

本計画と関連する福祉分野の各計画について、実施状況を把握し、福祉の充実につなげていくための「効果的な進行管理・施策評価」を目指します。

そのため、市民に関心を持っていただき、意見を把握するとともに、定期的に施策の進捗、効果等を把握・検証していきます。

3 今後の主体別の取組

(1) 計画の進捗確認、評価

市民・団体・事業者等は…

- 地域福祉活動に関心を持ち、市や地域で開催する会議やパブリックコメント制度、市長への手紙等により、活動に対する提案・提言をします。
- 各団体等は、参加者等に対して、計画内容や市の施策を説明し、浸透するよう努めます。

行政機関は…

- 広報紙や計画の概要版等の分かりやすいパンフレットを活用し、計画の周知を図ります。
- 「富士市福祉計画推進会議」やその他関連する計画等の会議において、それぞれの指標と社会情勢等を踏まえながら、進行管理・評価を行います。
- 福祉サービスの有効性について検討します。



第4章 施策目標の設定

各基本理念において以下のとおり施策目標を設定します。

1 まなぶ、そだてる ～地域福祉の担い手づくり～

目標設定の考え方	施策目標	数値目標	
		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
サロンの主催者、参加者ともに地域住民であることから、活動への主体的参加・利用の両方の参加を促進する。	ふれあい・いきいきサロンの参加者数 (延人数)	43,428人 (令和元年度 ^{※1})	44,785人

※1 令和2年度のふれあい・いきいきサロンの参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で参加者数が減少したため、前年の令和元年度の値を基に目標値を設定。

2 つなぐ、ささえあう ～安心して生活できるしくみづくり～

目標設定の考え方	施策目標	数値目標	
		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
民生委員・児童委員を介して地域住民の困りごとを把握し、必要な支援を行うことで、生活の改善を支援する。	相談を受けて支援につなげた件数	5,021件	5,100件
富士市で、希望する人数の子どもを産み、育てられる支援体制や市民の意識を醸成する。	希望出生率 ^{※2}	1.77 (令和元年度 ^{※3})	2.0
今後も増え続ける要配慮者の把握及び見守り体制構築を進める。	災害・緊急支援情報キット（災害支援キット）の利用者数	6,396人	6,900人
地域の福祉活動を担う地区福祉推進会について、より多くの市民に知ってもらう。	地区福祉推進会を知っている人の割合	37.5% (令和元年度 ^{※4})	50% (令和7年度 ^{※4})

※2 若い世代における結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうとした場合に想定される出生率。国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」で把握した結婚や子どもの数を基に、一定の仮定に基づき算出した値。国の目標値は1.8（少子化社会対策大綱（令和2年5月））

※3 把握が可能な最新のデータとして、令和元年度の実績値を掲載。

※4 計画策定の前年度に市民アンケート調査を実施。

3 きずく、ひろげる ～自立した地域生活を支えるしくみづくり～

目標設定の考え方	施策目標	数値目標	
		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
要介護のリスクがある高齢者に対して、介護予防事業等への参加を促し、高齢者の健康的・活動的な生活を支援する。	要介護認定を必要としない高齢者の割合	88.57%	87.19%
障害福祉サービスの支給決定者に対して、本人の状況や希望に即したサービスを提供し、地域で自立した生活の確立を支援する。	障害福祉サービス等を利用して地域で生活している人の人数	2,088人	2,754人
経済的に困窮している市民に対して、本人の状況や希望に即した支援計画を作成し、自立した生活の確立を支援する。	生活困窮者自立支援制度を利用して支援計画の目標を達成した人の割合	69.1%	72.4%

第5章 「だれもが安心してともに暮らせる^{まち}地域」を目指して

地域や公的な相談窓口で、市民の悩みごとや困りごとを把握したときは、市役所の関係課や関連機関と情報を共有します。相談を受けたときに気付かなかった潜在的な問題を、関係課等の連携によって明らかにし、包括的かつ重層的に問題を速やかに解決することなど、地域と行政の連携による支援体制を目指します。

